

官報

號外 昭和十四年三月一日

○第七十四回 衆議院議事速記録第十八號

昭和十四年二月二十八日(火曜日)

午後二時十五分開議

議事日程 第十七號

昭和十四年二月二十八日

午後一時開議

質問

一 國民精神總動員運動ニ關スル
質問(清瀬一郎君提出)

二 青年教育振興ニ關スル質問(佐
藤與一君外一名提出)

三 清酒生産制限ニ關スル質問(清
寛君提出)

第一 腹農業調整法案(政府提出)

第一讀會

第二 明治三十五年法律第四十九號中
改正法律案(國勢調査ニ關スル件)政
府提出、貴族院送付)

第三 花柳病豫防法中改正法律案(政
府提出、貴族院送付)

第四 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國
有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府
提出、貴族院送付)

第五 郵便年金法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付)

第一讀會

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

酪農業調整法案

(以上二月二十五日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

吉野達川間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

高畠龜太郎君 依光 好秋君

提出者

高畠龜太郎君 依光 好秋君

宇和島宿毛間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者

高畠龜太郎君 依光 好秋君

日本海方面ニ國立水產試驗場分場設置ニ
關スル建議案

提出者

大石 倫治君

提出者

大石 倫治君

相撲道ノ獎勵及小學校青年學校中等學校

正科目ニ編入ニ關スル建議案

提出者

青山 売三君 土倉 宗明君

提出者

青山 売三君 土倉 宗明君

羽幌漁港修築ニ關スル建議案

提出者

東 武君

中部千島開放ニ關スル建議案

提出者

木下成太郎君 東 武君

板谷 順助君 東條 貞君

山本 厚三君 田代 正治君

松尾 孝之君 手代木隆吉君

大島 審吉君 坂東幸太郎君

遠山 房吉君 南雲 正朝君

深澤 吉平君

官幣大社札幌神社ニ明治天皇合祀ニ關ス
ル建議案

提出者

木下成太郎君 山本 厚三君

東 武君 一柳仲次郎君

手代木隆吉君 坂東幸太郎君

大島 審吉君 南雲 正朝君

松浦周太郎君 遠山 房吉君

板谷 順助君 東條 貞君

松尾 孝之君 田代 正治君

北千島漁業開發並自主的統制ニ關スル建
議案

提出者

山本 厚三君 木下成太郎君

板谷 順助君 東條 貞君

松尾 孝之君 田代 正治君

坂東幸太郎君

北海道土功組合法中改正法律案（政府提出）
出、貴族院送付）委員

坂東幸太郎君	深澤 吉平君
松浦周太郎君	遠山 房吉君
田代 正治君	松尾 孝之君
東條 貞君	北 勝太郎君
杉山元治郎君	寺島 権藏君
	木村 淳七君
	淺七君
朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出） 委員	金澤 正雄君
如シ	西川 貞一君
一去二十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ	田中 亮一君

國境取締法案（政府提出）委員
委員長
理事
委員長
國境取締法案（政府提出）委員
委員長
理事
中野 邦一君
小林房之助君
江原 三郎君
野口 喜一君
北海道土功組合法中改正法律案（政府提出）
外二件委員
辭任野溝 藤君
補闕加藤 錠造君
民族優生保護法案（八木逸郎君外一名提出）
出、貴族院送付）委員
委員長
理事
深澤 吉平君
田代 正治君
一昨二十七日特別委員理事補闕選舉ノ結果
左ノ如シ
昭和十二年法律第五十七號中改正法律案
(鐵ノ輸入税免除ニ關スル件)（政府提出）
外一件委員
辭任河合 義一君
補闕井上 良次君
辭任道家齊一郎君
補闕田川大吉郎君
昭和十二年法律第五十七號中改正法律案
(鐵ノ輸入税免除ニ關スル件)（政府提出）
外一件委員
辭任森 荣藏君
補闕深澤豊太郎君
一昨二十七日平沼内閣總理大臣ヨリ左ノ通
發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
陸軍砲兵大佐 中西 貞喜
陸軍書記官 日高 己雄
第七十四回帝國議會陸軍省所管事務政府
委員被仰付

一昨二十七日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ
北海道土功組合法中改正法律案（政府提出）
出、貴族院送付）委員
辭任杉山元治郎君
補闕川俣 清音君
國運進暢ノ源泉ハ教育ノ尊重ニアリ特ニ
青年教育振興ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十四年二月十六日
提出者 佐藤 與一
外一名
青年教育振興ニ關スル質問主意書
○佐藤與一君 質問第二ノ青年教育振興ニ
關スル質問ニ付キマシテ、提出者ノ趣旨ヲ
簡單ニ述べタトイ思フノデアリマス、其ノ
前ニ一言申述べタイコトハ、本院ニ於キマ
ス質問ニ對シマシテハ、緊急質問ヲ除キマ
シテ、他ノ一般ノ質問ニ對シマシテハ、政
府ハ常ニ文書ヲ以テ答辯スルニ過ギナカツ
タノデアリマスガ、今回ヨリ口頭ヲ以テ答
辯セラルルヤウニナリマシタコトハ、議會
振肅ノ爲、議會ノ價值ヲ、重要ナラシムル

一昨二十七日委員長及理事五選ノ結果左ノ
如シ
國境取締法案（政府提出）委員
辭任淺沼稻次郎君
補闕野溝 勝君
瞬時モ忽諸ニ附スヘカラサルヲ痛感スル
セノナリ國家ハ官立大學ニ於テ青年教育
ノ爲一人ニ付年額數百圓ヲ費スニ比シ是
等上級學校ニ就學ノ途ナキ都市及農村青
年ノ教育ニ對シテハ男子青年團ノミニ就
業之ヲ見ルモ其ノ費ス所極メテ僅少ニ
シテ大日本聯合青年團ニ對スル補助金ノ
年額ハ十万圓ヲ出テサル狀態ナリ政府ハ
速ニ青年教育振興ノ爲此ノ補助金ヲ三百
万圓程度ニ増額スルト共ニ大日本聯合女
子青年團ニ對スル補助金モ亦之ニ準シテ
増額シ特ニ青年並青年團ノ使命ノ益々重
大ナルニ鑑ミ青年教育振興ヲ以テ重要な
策ノニ加ヘ且ツ之ニ關スル調査機關ヲ
設置スル必要アリト信ス是等ノ點ニ關ス
ル政府ノ所見如何
右及質問候也
〔佐藤與一君登壇〕
○佐藤與一君 質問第二ノ青年教育振興ニ
關スル質問ニ付キマシテ、提出者ノ趣旨ヲ
簡單ニ述べタトイ思フノデアリマス、其ノ
前ニ一言申述べタイコトハ、本院ニ於キマ
ス質問ニ對シマシテハ、緊急質問ヲ除キマ
シテ、他ノ一般ノ質問ニ對シマシテハ、政
府ハ常ニ文書ヲ以テ答辯スルニ過ギナカツ
タノデアリマスガ、今回ヨリ口頭ヲ以テ答
辯セラルルヤウニナリマシタコトハ、議會
振肅ノ爲、議會ノ價值ヲ、重要ナラシムル

爲、洵ニ欣快ニ存ズル次第デアリマシテ
(拍手)政府ニ對シテモ感謝ノ意ヲ表明スル
者デアリマス、尙ホ一言申上ゲタイコト
ハ、私ノ質問ハ、主意書ニモアリマス通り、
青年教育振興ニ關スル問題デアリマスケレ
ドモ、主トシテ青年團ニ關係シテ居ルト云
フコトヲ御諒承シテ戴キタイト思フノデゴ
ザイマス

我ガ大日本帝國ガ隆々トシテ其ノ國勢ノ

振興スルコトハ、國民ト共ニ非常ニ欣ブ所
デアリマス、而シテ是ガ爲ニハ最モ多ク政
府當路者竝ニ國民ガ協力一致シテ教育ニ力
ヲ用ヒンケレバナラヌト考ヘルノデアリマ
ス、即チ國家興隆ノ源泉ハ教育ニアル、其
ノ教育ノ中ニモ、私ハ將來ノ我國ヲシテ益
发展セシメンケレバナラヌト云フコトヲ考
ヘマス時ニ、青年教育ニ最モ力ヲ注ガシケ
レバナラヌナト思フノデアリマス(拍手)林
内閣ノ時ニ、私ハ林内閣ノ政策、政綱竝ニ
教育ニ關スル諸問題ト云フ質問主意書ヲ提
出シタノデアリマスガ、其ノ際林内閣總理
大臣兼文部大臣ハ、洵ニ青年教育ハ重要デ
アルト云フコトヲ答辯セラレタノデアリマ
ス、重要デアルケレドモ、之ニ關スル調査
ノ機關ヲ設ケルト云フヤウナコトハ尙ホ考
慮センケレバナラナイ、大日本聯合青年團
其ノ他ニ對スル補助金ハ、財政ノ都合ニ依
ツテ相當考慮センケレバナラヌト云フダケ
ノ御答辯デアリマシテ、果シテ青年教育方

國家ニソレ程重要ナモノデアルカ否カラ、
本當ニ認識セラレテ居ツタノデアルカドウ
デアルカラ怪シダノデアリマス、若シモ重
要ナモノデアルト致シマスルナラバ、ソレ
相當ノ處置ヲ政府ニ於テ致サレンケレバナ
ラスト思フノデアリマスガ、現内閣ハ之ニ
對シテ如何ナル御方針ヲ以テ、如何ナル舉
ニ出デラレントスルカラ、御伺シタイノデア
リマス

我國ノ青年團ノ發達ハ、御承知ノ通リ昔
カラ自然ニ發達シテ來タノデアリマシテ、特
ニ戰爭若クハ事變ヲ一劃期ト致シマシテ、是
ガ伸展シ來ツタノデアリマス、即チ明治二十
七年ノ戰役ノ直後ニ於キマシテハ、彼ノ
有名ナル山本龍之助先生ガ、青年ト云フモ
ノハ單ニ學校ニ於ケル青年ダケデハナク、
田舎ニ於テモ、即チ農村ニ於テモ青年ガア
ルト云フコトヲ叫バレマシテ、現在アルヤ
ウナ地方青年團ガ振興スルニ至ツタノデア
リマス、又明治三十七八年ノ戰役以後ニ於
キマシテハ、特ニ青年團ガ發展致シマシ
テ、明治四十三年ニ於キマシテハ、名古屋市
ニ於テ初メテ第一回ノ全國ノ青年團ノ大會ガ
開カレルヤウニナツタノデアリマス、歐洲
ノ機關ヲ設ケルト云フヤウナコトハ尙ホ考
慮センケレバナラナイ、大日本聯合青年團
難キ御令旨ヲ戴キマシテ、其ノ後或ハ内務、
文部兩省ノ訓令其ノ他ニ依リマシテ、洵ニ
異常ナル發展ヲ來シタコトハ諸君ノ御承知

ノ通リデアリマス、而シテ今次支那事變ノ
後ニ於キマシテハ、如何ニ青年團ガ發展ス
ルデアラウカト云フコトハ、私共青年團ニ
關係シテ居ル者ノ囑目シテ之ヲ待望シツツ
アル所デアリマス、國家ト致シマシテ、青
年團ニ對シマシテハ、既ニ先刻申上ゲマシ
タ通り、能ク認識セラレテ居ルガ如クデア
ルノデアリマスガ、青年團ノ現状ハ漸次振
興シツツアルノデアリマスケレドモ、尙ホ
私共ノ考へテ居ル通リデハナインデアリマ
ス、農村ニ於ケル青年ノミデナク、都市モ
ニ戰爭若クハ事變ヲ一劃期ト致シマシテ、是
含シデ居ルデアリマセウガ、全國ニ於ケル
ガ仲展シ來ツタノデアリマス、即チ明治二十
只今ノ青年團ノ組織ハ、マダ之ヲ以テ滿足
七八年ノ戰役ノ直後ニ於キマシテハ、彼ノ
ノハ單ニ學校ニ於ケル青年ダケデハナク、
田舎ニ於テモ、即チ農村ニ於テモ青年ガア
ルト云フコトヲ叫バレマシテ、現在アルヤ
ス時ニ、在鄉軍人會ニ入ツテ居ル者ハ青年
モツト擴大セラレナケレバナラナイト考へ
スルコトハ出來ナイノデアリマシテ、是ハ
文部大臣ハドウ御考ニナツテ居リマスカ、
私ハ現在ノ青年團ノ團員ト云フモノヲ見マ
ス時ニ、在鄉軍人會ニ入ツテ居ル者ハ青年
團ト殆ド絶縁ノ狀態ニ在ル、青年學校モ青
年團ト協力セんケレバナラヌト云フコトヲ、
シテ居ルノデアリマスケレドモ、私ハ此ノ
年齡ノ制限ト云フヤウナモノモ、モツト上
セナケレバナラヌ必要ガアルト考ヘルノデ
ケル青年團員、在鄉軍人會ニ於ケル青年團
員等ガアリ得ベキデアルト考ヘルノデアリ
アリ、又學校ニ於ケル青年團員、工場ニ於
シテ居ルノデアリマスケレドモ、私ハ此ノ
年齡ノ制限ト云フヤウナモノモ、モツト上
セナケレバナラヌ必要ガアルト考ヘルノデ
ケル青年團員、在鄉軍人會ニ於ケル青年團
員等ガアリ得ベキデアルト考ヘルノデアリ
ドモ、其ノ協調ガ圓滿ニ行ハレテ居ラヌ狀
況カラ見マスト、ドウシテモ青年團ニ青年
團令等ニ依リマシテ、法的ノ存在ヲ與ヘン
ケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、御承
知ノ通リ昨年九月ニ於テ大日本聯合青年團
ハ其ノ第十四回ノ大會ヲ開キマシテ、之ニハ
ケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、御承
知ノ通リ昨年九月ニ於テ大日本聯合青年團
ハ其ノ第十四回ノ大會ヲ開キマシテ、之ニハ
秩父宮殿下ガ御台臨遊バサレマシテ、有難
イ御言葉ヲ賜リマシタコトハ、諸君ノ御承
知ノ通リデアリマス、其ノ際ニ於キマシテ
モ、文部大臣カラ現下ノ我國ノ情勢ニ鑑ミ
マシテ、青年團ハ具體的ニ如何ナルコトヲ
スレバ宜イカト云フ御諮問ガアツタノデア

リマシテ、之ニ對シマシテハドウシテモ青年團ニ法的ノ價値ヲ與ヘテ貴ヒタイ、青年團令ノ發布ヲ一日モ早クシテ戴キタイト云フ答申ラシテ居ルノデアリマス、全國ノ青年ハ斯ノ如ク熱烈ニ此ノ團令ノ發布ヲ希望シテ居ルノデアリマスガ、之ニ對スル文部大臣ノ決意ハ果シテ如何アルカ、此ノ團令ハ早ク發布シテ戴カナケレバ、青年學校ガ義務制ニナツテ居ルケレドモ、青年團ガ義務制ニナラナイノデアリマスカラ、青年團ニ留マル者ハ極ク寥々トシテ、殆ド青年團ノ存在ヲ認メルコトガ出來ナイヤウナ事情ニ在ルコトハ、全國比々トシテ然リト思フノデアリマス、私ハ一日モ早ク此ノ團令ヲ發布セラレンコトヲ希望スル次第アリマス

次ニ財的ノ方面カラ見マスト、現在ニ於テハ十萬圓ノ國庫ノ補助ヲ得テ居ルノデアリマス、是ハ今回大日本青年團ト改稱セラレル所ノ、大日本聯合青年團ニ對スル補助金デアリマス、併シナガラ此ノ補助金ハ果シテ適當ナル金額デアルカドウカ、私ハ大日本聯合青年團ノ當事者ニ承リマスト、大日本聯合青年團ガ爲サントスル所ノ仕事ニハ、二百七十萬圓ノ金額ヲ要スルト言ウテ居ルノデアリマスガ、私ハソレ以上尙ホ爲サネバナラヌ仕事ガ多々アルト考ヘマス、之ニ對シテハ少クトモ三百万圓程度ノモノヲ國庫カラ支出セラレンケレバナラヌト考

（國務大臣男爵荒木貞夫君登壇）
○國務大臣（男爵荒木貞夫君）佐藤君ノ御質疑ニ御答致シマス、只今御述ニナリマシタ如ク、我國ノ内外ノ情勢、殊ニ世界的ノ地位及ビ東亞ニ於ケル重大ナ使命等ヲ顧ミテハ、十分ナ力ヲ致ス必要ヲ痛感致シテ居リマス、之ヲ指導致シマシテ、國民思想ノ確立、國防力ノ増強、產業ノ強化等ニ對

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

昭和十四年二月二十七日

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、

日程第六、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案、日程第七、兵役法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——

委員長山本厚三君

第六 短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十四年二月二十七日

委員長 山本 厚三

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

デアリマス

此ノ兩案ニ付キマシテ一月十七日以來二十七日マデ質疑應答ヲ重ねタノデアリマス

ルガ、非常ニ多岐ニ亘ツテ居リマスルガ、是ハ反ス、第六ハ壯丁豫備検査ヲ行ツカラ宜カラ

ウ、是ハ將來サウ云フコトニナルデアラウニ付テ御報告ヲ申上ガタイト存ジマス、第一ハ國防充實ニ關スル件デアリマスルガ其

ノ一ツシテ將來戰ニ對スル方針計畫ハド

ウデアルカ、多兵主義ニ依ルノデアルカ、之ニ對

精兵主義ヲ以テ進ム積リデアルカ、之ニ對

シマシテハ陸軍大臣ヨリ何レニモ偏ラナイ

ト云フ御答辯デアリマシタ、第二ハ補充兵

役ヲ五箇年延長シタガ、是ハ精兵主義トハ

行カナイノハナイカ、ソレヨリハ寧ロ二十

十歳ノ徵集年齢ヲ一年繰上げテ十九歳、即

チ青年學校ヲ卒業シテ直チニ徵集ヲシタガ

ラバ、其ノ間ニ無駄モナイカラ、一年繰上

ゲテハドウダト云フ。意見ガ相當澤山出マシ

タガ、是亦政府ハ直チニ行フ考ハナイト云

フコトデアリマス、第三ハ軍ガ段々機械化

シテ來ルカラ、服役年限ガ二年デハ短キニ

シテ失シハシナカ、之ヲ延長スル考ハナイカ

タノデアリマス、是亦今日其ノ考ハナイカ

云フ御答辯、第四ハ兵役ヲ今少シク徹底的

ニ改正ラシナケレバイケマイ、今回ノ改正

ハ其ノ一部ノ改正デアルカラ、モット改正

ニシナケレバナルマイト云フ御意

ニ於ケル日本ノ學生ニ適用スルト云フ改正

向、第五ハ國民皆兵主義ヲ今少シク徹底シ

ナイト、一部ニハ徵集ノ猶豫デアルトカ、兵役免除ト云フヤウナ特典ガアルガ、是ハ調べテ見ルト、ドウモ國民皆兵ノ主義ニ反スルト云フ、強イ御意見モ出タノデアリマス、第六ハ壯丁豫備検査ヲ行ツカラ宜カラ

ト云フヤウナ御答モアリマシタ

關係ニ付テノ質問デアリマスルガ、先づ第一ニ今回廢止ニナツタ短期兵役法ト云フモノハ、師範學校卒業生ガ五箇月徵集ノ兵役デアツタモノヲ、普通ノ二箇年ニ延長シタノ

デアリマシテ、ソレガ爲ニ師範學校入學志願者ガ減少スルトカ云フノデハアリマスマ

イガ、兎ニ角近來師範學校ノ入學者ガ非常ニ年々遞減致シテ居ル、ソレニ斯ウ云フ改

正ガアツタ爲ニ、萬一是レ以上減ルト云フヤウナコトガアツタナラバ、青年學校ハ非常ニ殖エテ來ルシ、其ノ他ノ小學校モ殖エ

テ來ルノニ、教員ガ減ルト云フコトハ、是ハ由々シキ大事デアル、之ニ對シテ如何ナル對策ガアルカト云フ、是ハ相當大キナ質問デアリマシタ、即チ之ニ對シテハ教員ノ優遇ヲシテ貰ヒタイト云フ希望方澤山出タ譯

デアリマス、此ノ教員ノ減少ト云フコトニ付キマシテハ、政府ハ二千四百人ノ募集増

加ヲ致シ、之ニ對シテ十万圓ノ地方費補助ヲシテ、之ヲ何トカ是正シヨウト云フコトニ

御答辯ガアリマシタガ、其ノ位ノコトデ

ハ中々之ヲ増加スルト云フコト、遞減ヲ防
グト云フコトハ出來マイ、斯ウ云フ意向ガ
多カツタノデアリマス、其ノニニハ徵集猶
豫ノ期間ガ一箇年線上トナツタガ、大學生
ハ現在在學中ノ者ハ宜シイシ、將來モ一年
線上ガタダケデアリマスガ、高等學校在學
生ガ卒業シタ場合ニ是ガ進學スルコトガ出
來ナイ、直チニ徵集ニ應ジナケレバナラヌ、
獨リ高等學校ガ左様ナ扱ヲ受ケルト云フコ
トハ甚ダ困ル、學生ガ中途休學若クハ廢學
ヲスルト云フヤウナコトガアツタラ非常ナ
不幸デアル、又國家ノ損害デアル、斯様ナ
質問デアリマスルガ、是等ニ對シテハ陸軍、
文部共ニ、何トカシテ其ノ救濟ニ緩和ノ方
法ヲ執リタイト云フダケデアリマシテ、遂
ニ高等學校卒業生ニ對スル是正ノ案ト云フ
モノハ答辯ガ得ラレナカツタノデアリマス

第三ハ兵役法ヲ改正シテモ日本ノ教育制
度ヲ改正シナケレバ跛行的デアツテ、非常
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ノ根本的刷新ヲシナケレバ、ソコニ非常
ナル缺陷矛盾ガ起ツテ來ハシナイカ、即チ
國民學校八年制、師範教育改革ノ根本策ト
云フモノガ、教育審議會デ既ニ可決サレテ
足ト云フヤウナコトニ影響シテ來テ、短期

兵役廢止ト云フコトノ關係ガ、非常ニ重大
ニナツタノデアルカラ、ドウシテモ是ハ相
俟テ行カナケレバ相成ラヌト云フ質問デ
ハ、徵兵保險制度ヲ實施シタラドウダ、徵
兵檢查ノ稅金、壯丁稅ナドヲ取ルコトハ陸
軍モ御反對デアルシ、大體贊成スル人ハ少
イガ、其ノ代リニ徵兵保險制度ヲ作ツテ、
只今ヤツテ居ル徵兵保險ノヤウナモノヲ國
營デヤツテ、壯丁ノ家庭ノ困難ヲ救フ、是
ハ大變立派ナ御案ノヤウデ、強イ御質問デ
アリマシタガ、政府ハ直チニ左様ナコトヲ
行フ考ハナイト云フ御答辯、其ノニハ國民
體位向上ト日本ノ人口問題デアリマスルガ、
是モ相當澤山ノ方カラ御質問ガアリマシ
タ、國民體位ハ今ヤ低下ノ狀況ニアルト云
フコトヲ、陸軍大臣モ言明ヲセラレテ居ル
ノデアリマスルガ、段々質問致シマスルト、
低下ト云フ程デモナイ、但シ向上ト云フマ
ニハ行カヌト云フヤウナコトニナリマシ
タガ、事實統計ハ低下シテ居ルヤウデアリ
マス、又之ニ對シテ厚生省トモ非常ナ重要ナ
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ヲ改正シナケレバ跛行的デアツテ、非常
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ヲ改正シナケレバ、ソコニ非常

ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
文部大臣ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
ノ質問ガアリ、之ニ對シテ文相ノ御答辯ガ
アリマシタカラ、尙ホ一言申上げテ置キタ
イト存ジマス、其ノ一つハ教員ノ優遇ヲ急
速ニ實施シナケレバナラヌ、今ノ儘デハド
相ノ答辯ハ、精神的ニハ最モ崇高ナ職務デ
アル、崇敬セラルベキ職務デアルト云フコ
トヲ、一般國民ノ認識ヲ強ウシナケレバナ
ラヌ、又之ニ對シテハ政府ニ於テモ何等力
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ヲ改正シナケレバ、ソコニ非常

ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
文部大臣ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
ノ質問ガアリ、之ニ對シテ文相ノ御答辯ガ
アリマシタカラ、尙ホ一言申上げテ置キタ
イト存ジマス、其ノ一つハ教員ノ優遇ヲ急
速ニ實施シナケレバナラヌ、今ノ儘デハド
相ノ答辯ハ、精神的ニハ最モ崇高ナ職務デ
アル、崇敬セラルベキ職務デアルト云フコ
トヲ、一般國民ノ認識ヲ強ウシナケレバナ
ラヌ、又之ニ對シテハ政府ニ於テモ何等力
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ヲ改正シナケレバ、ソコニ非常

ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
文部大臣ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
ノ質問ガアリ、之ニ對シテ文相ノ御答辯ガ
アリマシタカラ、尙ホ一言申上げテ置キタ
イト存ジマス、其ノ一つハ教員ノ優遇ヲ急
速ニ實施シナケレバナラヌ、今ノ儘デハド
相ノ答辯ハ、精神的ニハ最モ崇高ナ職務デ
アル、崇敬セラルベキ職務デアルト云フコ
トヲ、一般國民ノ認識ヲ強ウシナケレバナ
ラヌ、又之ニ對シテハ政府ニ於テモ何等力
ニソコニ食違ヒガ起ル、只今ノ高等學校卒
業生ノ如キモ其ノ一つデアル、故ニ一方ニ
兵役法ヲ改正スルト同時ニ、他方ニ教育制
度ヲ改正シナケレバ、ソコニ非常

ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
文部大臣ニ對シテ教育上最モ重大ナルニツ
ノ質問ガアリ、之ニ對シテ文相ノ御答辯ガ
アリマス、是ハ實ニ重大ナ問題デアル
シタイ考デアルト云フ答辯デアリマシタ、
第二ハ教育審議會答申濟デアル所ノ國民學
校八年制、師範學校教育ノ根本的改革ハ、
シタイ考デアルト云フ答辯デアリマシタ、
施設ノ改善充實、第八ハ戰病死者遺族ノ待
遇改善、第九ハ齒科軍醫制ノ實施、第十八
兵器改善ノ爲國民ノ產業的技能養成ノ方法
ヲ講ズベシ、第十一ハ人的資源培養ノ爲ニ

農村振興ニ留意アリタシ、右ノ十一箇條ノ希望意見ヲ皆サンカラ御申述ニナリマシテ、賛成ノ意ヲ表セラレタノデアリマス、仍テ採決ノ結果兩案トモ満場一致原案通り可決致シマシタ次第デアリマス、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法 中改正法律案 第二讀會(確定議) 兵役法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告リ可決確定致シマシタ(拍手)日程

第一、酪農業調整法案、第一讀會ヲ開キマス——櫻内農林大臣

第一 酪農業調整法案(政府提出) 第一讀會 酪農業調整法案

ジ一個トス
製酪業組合ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第九條 製酪業組合ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第十條 製酪業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 乳製品ノ製造、販賣及出荷ニ關スル施設

二 乳製品ノ販賣及出荷ニ關スル共同事業

三 乳製品ノ検査

四 製酪業ノ經營ニ必要ナル物ノ供給

五 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

六 製酪業組合前項第一號ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政

七 製酪業組合ノ設立アリタルトキハ主タ

ル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ登記シタル事項中ニ變更ヲ生じタルトキ亦同ジ

八 製酪業組合ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

九 第十二條 製酪業組合ノ設立アリタルトキハ製酪業者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第一條 本法ハ牛乳ノ需給ノ圓滑及取引ノ公正ヲ圖リ茲ニ牛乳ノ生產業及乳製品ノ製造業ヲ調整シ以テ畜產ノ健全ナル發達ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 行政官廳ノ指定スル地域内ニ於テ牛乳ノ生產ヲ業トスル者ノ組織スル法人ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ牛乳ノ販賣ニ關スル施設ヲ行フ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ニ届出ヲ爲スベシ

第三條 行政官廳牛乳ノ取引上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ法人ニ對シ牛乳ノ販賣ノ統制ニ關スル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ同條ノ地域内ニ於テ牛乳ノ生產ヲ業トスル者ニ對シ同條ノ法人ノ統制ニ關スル決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 牛乳ノ販賣ヲ業トシ又ハ乳製品ノ製造事業ヲ爲ス者行政官廳ノ指定スル地域内ニ於テ牛乳ノ生產ヲ業トスル者ハ前條ノ規定ニ從ヒ其ノ設立ニ付テ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第八條 製酪業組合ハ法人トシ全國ヲ通

第十三條 製酪業組合ハ定款ノ定ムル所

ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ

及過怠金ヲ課スルコトヲ得

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルト
キハ製酪業組合ノ組合員ニ對シ第十條

第一項第一號ノ統制ニ關スル組合ノ決
定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 行政官廳ハ製酪業組合又ハ其
ノ組合員ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ
爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ

發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
行政官廳監督上必要アリト認ムルトキ
ハ當該官吏ヲシテ前項ニ規定スル者ノ
事務所、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳
簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示
ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十九條 第五條ノ規定ニ違反シ許可ヲ
受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル事項ニ依ラ
ズシテ製酪業ヲ爲シタル者ハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第二十條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ
身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十六條 製酪業組合ノ決議又ハ組合ノ
組合員ノ事務所、工場其ノ他ノ場所ニ
臨檢シ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セ
シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ
ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害
シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ

行政官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 決議ノ取消
二 役員ノ解任
三 組合ノ事業ノ停止
四 組合ノ解散

第十七條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ
外製酪業組合ノ設立、登記、管理、解
散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事
項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 行政官廳ハ第四條第一項又ハ
第五條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ許可
ヲ受ケタル事項ニ關シ必要ナル報告ヲ
爲サシムルコトヲ得

第十九條 第五條第二項又ハ第十八條第二
項ノ規定ニ依ル檢查ヲ拒ミ、妨ゲ又
ハ忌避シタル者

第二十二條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、
家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ
其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十九
條、第二十條又ハ第二十一條第一號若
ハ第二號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ
其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザ
ルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ
得ズ

第二十三條 第十九條、第二十條並ニ第
二十一條第一號及第二號ノ罰則ハ其
ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其
ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、
未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ
法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今議題トナリ
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第二十四條 左ノ場合ニ於テハ法人ノ理
事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員
ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス
一 第二條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ
又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
海外市場へ輸出スルニ至ツタノデアリマス
ニ充スノミナラズ、更ニ進ンデ其ノ一部ヲ
發達ヲ遂ゲテ參ツタノデアリマシテ、酪農
生産物ハ逐年増加致シマスル國內需要ヲ優
致シマス、近時我國ノ酪農業ハ長足ノ進歩

項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛
偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十五條第一項ノ規定ニ依ル命令
又ハ處分ニ違反シタル者

三 第十五條第二項又ハ第十八條第二
項ノ規定ニ依ル檢查ヲ拒ミ、妨ゲ又
ハ忌避シタル者

四 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

五 第四條第一項ノ規定ニ違反シ許可
ヲ受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル事項ニ
依ラズシテ取引ヲ爲シタル者

六 第四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ
違反シタル者

七 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

八 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

九 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十一 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十二 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十三 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十四 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十五 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十六 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十七 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十八 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

十九 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二十 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二十一 第五條第一項又ハ第十八條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

ニ違反シ事業ヲ停止セザルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百

八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第四條第一項ノ規定ニ
依リ許可ヲ受クベキ取引ヲ爲ス牛乳ノ販

賣ヲ業トシ若ハ乳製品ノ製造事業ヲ爲ス
者若ハ之ヲ承繼シタル者又ハ本法施行ノ

際現ニ第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベ

キ製酪業ヲ爲ス者若ハ之ヲ承繼シタル者

ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第四條第

一項又ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定

ムル所ニ依リ引續キ其ノ取引ヲ爲シ又ハ

其ノ事業ヲ爲スコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第四條第

一項又ハ第五條ノ許可ヲ申請シタル場合

ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可

ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

〔國務大臣櫻内幸雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今議題トナリ
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第二十四條 左ノ場合ニ於テハ法人ノ理
事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員
ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス
一 第二條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ
又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
海外市場へ輸出スルニ至ツタノデアリマス
ニ充スノミナラズ、更ニ進ンデ其ノ一部ヲ
發達ヲ遂ゲテ參ツタノデアリマシテ、酪農
生産物ハ逐年増加致シマスル國內需要ヲ優
致シマス、近時我國ノ酪農業ハ長足ノ進歩

ニ付キマシテハ十分ナラザルモノガアリマ
シテ、牛乳生産業者ト乳製品製造業者トノ
間、或ハ當業者相互ノ間ニ於テ徒ラナル摩
擦ヲ惹起シ、爲ニ動モスレバ牛乳ノ需給ノ
圓滑及ビ取引ノ公正ヲ期シ難キ憾ミガア
リ、又乳製品ノ製造販賣ニモ種々支障ヲ生
ジツアリマシテ、是ガ爲ニ一層伸ビルベ
キ我國酪農業ノ發達ヲ阻碍シテ居ル現状ニ
アルノデアリマス、隨ヒマシテ是等ノ關係
ヲ調整致シマシテ合理化シ、一層斯業ノ進
展ヲ圖リ、豊富且ツ低廉ナル酪農生産物、
殊ニ輸出向乳製品ノ生産ヲ促進致シマスコ
トハ、農家經濟ノ安定ヲ期スル所以デアリ
マシテ、延イテハ國民體位向上ノ爲ニモ、
亦國際貸借改善ノ爲ニモ拘ニ緊要ト認メラ
レルノデアリマス、右ノ趣旨ニ基キマシテ、
此度酪農業調整法ヲ制定セントスルモノデ
アリマスガ、本案ノ内容ハ、牛乳生産業者
ト乳製品製造業者トノ雙方ニ瓦リ團體ヲ整
之ニ對シ行政官廳ガ適當ナル監督ヲ加ヘマ
シテ、牛乳ノ需給ノ圓滑及ビ取引ノ公正ヲ
圖リ、以テ畜產ノ健全ナル發達ヲ期セント
スルモノデアリマス、幸ニシテ本案ノ成立
ヲ見マスルナラバ、政府ガ從來ヨリ實施シ
テ參リ、又今後新ニ設ケマスル酪農關係ノ
諸施設ト相俟チマシテ、我國酪農業進展ノ
上ニ裨益スル所頗ル大ナルモノガアルト信
ズルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛

アランコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、順次之ヲ許シマス——深澤吉平君
(深澤吉平君登壇)
○深澤吉平君 私ハ只今上程ニナリマシタ
酪農業調整法案ニ關聯致シマシテ、以下數
點國務大臣ニ質疑ヲ試ミ、其ノ御所見ヲ求
ムル者デアリマス
平時ト云ハズ、非常事變下ト云ハズ、列
強對峙ノ現代ニ於テ、東亞新體制ノ巨歩ヲ
大陸ニ進メシ今日ニ於キマシテハ、五指交
彈ノ力ヲ一舉ニ集中シ、有機體制ノ綜合的
力ヲ以テ此ノ時局ニ對應スルト云フ見地カ
無キニ優ルト云フ見地ヨリ致シマシテ、私
ハ可トスルノデアリマス、由來我國ノ農業
問題ハ、經濟ノ推移ト並行シマシテ、土地
ノ分配、收益分配、又人口ノ過多ノ問題、
是ガ發シテハ都市ノ問題ヲ惹起シテ居ルノ
デアリマス、我國ノ細長キ地理學的位置ヨ
リ見マスト、熱帶地方ニ於ケル農業、亞熱
帶ノ農業、溫帶ノ農業、亞寒帶ノ農業ノ四
ツニ區分致シテ見マスト、酪農ハ溫帶及ビ
亞寒帶ニ接スル地域ニ限定セラレタ農業デ
ジ」デ見ルト云フト、四九・五デ分配シテ
居ル、鑄工業ヲ見マスト云フト、人數ハ少
シケレドモ、分配ノ數字ハアノ統計年鑑ガ
示ス通リデアリマス、商業然リデアリマス、
此ノ經濟的ノ困難ナ問題、之ニ對スル世ノノ
レニ對シテハ反產ノ聲ヲ聞ク、唯一ノ賴リ

テ、展開シテ居ルノデアリマス、廣イ意味
ニ於キマシテ、彼ノ文明ト東洋文明ヲ比べ
タナラバ、食物ノ上ノ一角度カラ見ルト、彼
ノ文明ハ蛋白質文明デアリ、我レノ文明ハ
五穀ヲ中心トスル炭水化物ノ文明デアル、
其ノ見地ハ、彼等ノ組織科學ヲ生ミ出シ、
我レノ炭水化物文明ハ主觀的文明ヲ生
ミ出シタ、其ノ接觸地點ガ亞細亞ノ何
處ニ是ガ交叉スルカハ、是ハ識者ノ批
判ニ俟ツ所デアリマス、ケレドモ私ハ農業
ノ至難デアリマス、世界ニ類例ノナイ過小
農業デアリマス、世界ニ類例ノナイ多クノ
人口ヲ收容スル日本ノ農業デアリマス、而
シテ之ヲ經濟的ニ横ニ見マスルナラバ、總
所得ト云フモノヲ千ト假ニ致シマスト云フ
ト、僅ニ百七十七ト云フ數字、「パーセンテー
シテ」デ見ルト云フト、四九・五デ分配シテ
ノ聖天子、國民、民族ガ同胞トシテ、此ノ
狹イ天地ニ最モ集約的ニ、最モ經濟的ニ、
世界ニ類例ノナイ小地積カラ多クノ富ヲ生
ミ出シテ、勤勞ノ上ニ努力シテ來タ我等ガ、
白人文明ノ底ヲ眺メル時ニ、有色人種ノ血
ガニジンデ居ル、亞細亞ニ於ケルアノ支那
同胞ノ生活苦、「ペール・バック」フ言葉ヲ藉リ
ナクモ、之ヲ思フ時ニ彼ハ必ず餘所ノ國ノ
問題デハナイ、オ互ガソコニ能ク考ヘレバ
ル所ハウンント少イ、農業者ノ團體、組合、ソ
ズルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛

ス、順次之ヲ許シマス——深澤吉平君
(深澤吉平君登壇)
○深澤吉平君 私ハ只今上程ニナリマシタ
酪農業調整法案ニ關聯致シマシテ、以下數
點國務大臣ニ質疑ヲ試ミ、其ノ御所見ヲ求
ムル者デアリマス
平時ト云ハズ、非常事變下ト云ハズ、列
強對峙ノ現代ニ於テ、東亞新體制ノ巨歩ヲ
大陸ニ進メシ今日ニ於キマシテハ、五指交
彈ノ力ヲ一舉ニ集中シ、有機體制ノ綜合的
力ヲ以テ此ノ時局ニ對應スルト云フ見地カ
無キニ優ルト云フ見地ヨリ致シマシテ、私
ハ可トスルノデアリマス、由來我國ノ農業
問題ハ、經濟ノ推移ト並行シマシテ、土地
ノ分配、收益分配、又人口ノ過多ノ問題、
是ガ發シテハ都市ノ問題ヲ惹起シテ居ルノ
デアリマス、我國ノ細長キ地理學的位置ヨ
リ見マスト、熱帶地方ニ於ケル農業、亞熱
帶ノ農業、溫帶ノ農業、亞寒帶ノ農業ノ四
ツニ區分致シテ見マスト、酪農ハ溫帶及ビ
亞寒帶ニ接スル地域ニ限定セラレタ農業デ
ジ」デ見ルト云フト、四九・五デ分配シテ
居ル、鑄工業ヲ見マスト云フト、人數ハ少
シケレドモ、分配ノ數字ハアノ統計年鑑ガ
示ス通リデアリマス、商業然リデアリマス、
此ノ經濟的ノ困難ナ問題、之ニ對スル世ノノ
レニ對シテハ反產ノ聲ヲ聞ク、唯一ノ賴リ

ソコニ現ハレルアノ噫無情ノ言葉ハ古イケレドモ、今尙ホ其ノ解決ガ付カナイ、私ハ思ヒマス、彼ヲ他山ノ石トシテ見タ時ニ、日本ノ農業ヲ如何ニシテ解決スルカ、大學ノ講義錄ニハアル、所謂日本ノ農業ヲ解決スルニハ適地面積ト云フモノガアル、如何ニ耕シタナラバ農家ガ生活致シテ行ケルカ、ソレハ現在ノ面積ノ倍ヲ超ストシタナラバ、其ノ人口過剩労力ガ何處へ行クカ、工業ガ吸收スルカ、無論吸收シ得ヨウ、サスレバ其ノ工業ノ商品ハ何處へ行クカ、現在ノ經濟的ノ海外ニ於ケル所ノ姿ハドウデアルカ、狭イ所ノ國防戰線ハ露満國境カラ支那ニ行カウ、ケレドモ吾々ノ勤勞ノ產物デアル所ノ品物ノ交叉スル所ハ、廣義國防ノ範圍デアルケレドモ、私ハ思ヒマス、今ノ日本ノ農業ヲ、國務大臣ハ適地面積ヲ割出シテ、茲ニ此ノ整理ヲスルニハ如何ナル御考ノ下ニ之ヲ進メントスルカ（拍手）

其ノ中ヲ引抜キマシテ私ハ今度ハ酪農ノ問題ニ入ツテ行キマス、我國ノ酪農業ヲシテ堅實ナル發達ヲ爲サシメルニハ、酪農業ノ特殊事情ト云フカ、過去及ビ現在ニ於ケ

倫敦市場ニ百万封度以上ノ輸出ヲ爲シテ居ミシテ、乳製品ノ加工事業ハ營利會社ノ經營事業ト爲スヨリモ、寧ロ生產者ノ團體ニ全統制ヲ爲サシメ、總テノ加工事業ヲ經營セシメル方ガ酪農業ヲシテ安定セシメ、將來ノ發展ヲ期スル上ニモ、商品ノ價格ノ

公正ヲ期スル上ニモ、其ノ配給ヲ公平圓滑ナラシムル上ニモ、又品質ノ向上ヲ圖ル上ニモ、最モ合理的ニシテ且ツ適切ナリト思スルニハ適地面積ト云フモノガアル、如何ニ耕シタナラバ農家ガ生活致シテ行ケルカ、ソレハ現在ノ面積ノ倍ヲ超ストシタナラバ、其ノ人口過剩労力ガ何處へ行クカ、工業ガ吸收スルカ、無論吸收シ得ヨウ、サスレバ其ノ工業ノ商品ハ何處へ行クカ、現在ノ經濟的ノ海外ニ於ケル所ノ姿ハドウデアルカ、狭イ所ノ國防戰線ハ露満國境カラ支那ニ行カウ、ケレドモ吾々ノ勤勞ノ產物デアル所ノ品物ノ交叉スル所ハ、廣義國防ノ範圍デアルケレドモ、私ハ思ヒマス、今ノ日本ノ農業ヲ、國務大臣ハ適地面積ヲ割出シテ、茲ニ此ノ整理ヲスルニハ如何ナル御考ノ下ニ之ヲ進メントスルカ（拍手）

五、我國ノ酪農ノ中北海道ハ六七割ニ當ルノデアル、而シテ本案ハ北海道拓殖計畫ト重大ナル關係ヲ有スルガ、本案ニ對スル政府ノ所見モ承ツテ置キタイ

次ニ都會ノ市乳業者ノ單ナル營利觀念ニ支配セラレ、五年乃至七年ノ飼養能力アル乳牛ヲモ、所謂一腹搾リニ屠殺シテ居ルガ、是ハ國內資源確保上重大ナル問題ト思ハレルガ、之ヲ禁止スル意思ナキヤ、所見如何

六、乳製品ノ大宗ハ「バター」ニアツテ、是ガ製造ハ純生產者ノ團體デアル北海道酪農販賣利用組合聯合會、即チ全道ヲ一丸トシタ通稱酪聯ニ於テハ、既ニ全國ノ八割餘ヲ生產シ、今ヤ國內ノ需要ヲ充シテ、更ニノ特殊事情ト云フカ、過去及ビ現在ニ於ケル農業生產者ノ著シキ進歩發達ノ事績ニ鑑ミシテ、乳製品ノ加工事業ハ營利會社ノ經營事業ト爲スヨリモ、寧ロ生產者ノ團體ニ全統制ヲ爲サシメ、總テノ加工事業ヲ經營セシメル方ガ酪農業ヲシテ安定セシメ、將來ノ發展ヲ期スル上ニモ、商品ノ價格ノ

シテ、日常醫藥品中必要缺クベカラザルモノデアツテ、是亦最近百万封度ノ輸入ヲ見テ居ル、且ツ「カゼイン」ヲ原料トスル我國惟スルガ、之ニ對スル國務大臣ノ所見如何

太ヲ除外シタノデハ本案ノ目的ヲ達シ得ナイト思フガ、之ニ對スル國務大臣ノ所見如何

次ニ都會ノ市乳業者ノ單ナル營利觀念ニ支配セラレ、五年乃至七年ノ飼養能力アル牛頭焦眉ノ急ニ迫ツテ居ル、之ニ對シテ所管

立計畫ヲ施設シツツアルト聞クガ、加速度的ニ時局ニ鑑ミ、更ニ一段ノ擴張ノ必要爛乳牛ヲモ、所謂一腹搾リニ屠殺シテ居ル頭焦眉ノ急ニ迫ツテ居ル、之ニ對シテ所管道廳ヲシテ拓殖費ヲ以テ銳意是ガ國產ノ獨立計畫ヲ施設シツツアルト聞クガ、加速度的ニ時局ニ鑑ミ、更ニ一段ノ擴張ノ必要爛乳牛ヲモ、所謂一腹搾リニ屠殺シテ居ル頭焦眉ノ急ニ迫ツテ居ル、之ニ對シテ所管現大臣ノ御所見ヲ承リタイ

更ニ本案實施ニ當リ監督官廳ハ最モ公平ナル態度ヲ持セネバナラナイ、然ルニ監督官廳ノ官吏ガ退官以後在官中監督下ニアリシ會社ノ重役トシ、又ハ社員トシテ就職スル例ガ多々アリマス、其ノ在官中兎角ノ噂ヲ耳ニスルガ甚ダ遺憾デアル、之ニ對スル國務大臣ノ所見如何（拍手）

次ハ家畜飼料問題竝ニ食糧問題ニ付テ、本問題ト關聯シテ所管大臣ノ御意見ヲ御伺シテ置キマス、我國ノ食糧ハ米ガ中心

シテモ亦諸般ノ工業原料トシテモ頗ル重要物資デアツテ、最近ニ於テ年一千五百万封

ノ輸出工業品ハ「ベニヤ」板、「ラクトロイド」、「アート」紙ノ三點ノミ見テモ、年千四百萬圓ノ輸出ヲ見テ居ル、數年前ヨリ北海道廳ヲシテ拓殖費ヲ以テ銳意是ガ國產ノ獨立計畫ヲ施設シツツアルト聞クガ、加速度的ニ時局ニ鑑ミ、更ニ一段ノ擴張ノ必要爛乳牛ヲモ、所謂一腹搾リニ屠殺シテ居ル頭焦眉ノ急ニ迫ツテ居ル、之ニ對シテ所管現大臣ノ御所見ヲ承リタイ

更ニ本案實施ニ當リ監督官廳ハ最モ公平ナル態度ヲ持セネバナラナイ、然ルニ監督官廳ノ官吏ガ退官以後在官中監督下ニアリシ會社ノ重役トシ、又ハ社員トシテ就職スル例ガ多々アリマス、其ノ在官中兎角ノ噂ヲ耳ニスルガ甚ダ遺憾デアル、之ニ對スル國務大臣ノ所見如何（拍手）

次ハ家畜飼料問題竝ニ食糧問題ニ付テ、本問題ト關聯シテ所管大臣ノ御意見ヲ御伺シテ置キマス、我國ノ食糧ハ米ガ中心

シテモ亦諸般ノ工業原料トシテモ頗ル重要物資デアツテ、最近ニ於テ年一千五百万封益ナル資本ト、有害無益ナル取引ニ外ナラナイ、之ヲ國內ニ直チニ禁止スル御意思ガアルカドウカ、是ガ理由ハ、昭和八年陸軍糧秣廠ノ試驗成績ニ依ツテ、榮養、經濟、搗滅リ、其ノ他ニ付テハ明ニナツテ居リマス、又畜產試驗場ノ試驗成績ニ依ツテ明ニナツテ居リマス、更ニ非常事變下ニ於キマシテハ食糧、飼料ト云フコトハ、資源確保ノ上ニ深甚ナル注意ヲ拂ハネバナリマセヌ、アノ糠ト云フモノハ食糧トシテハ非常ニノ輸出工業品ハ「ベニヤ」板、「ラクトロイド」、「アート」紙ノ三點ノミ見テモ、年千四百萬圓ノ輸出ヲ見テ居ル、國際貸借上重要ナル役割ヲ演ジテ居ル、數年前ヨリ北海道廳ヲシテ拓殖費ヲ以テ銳意是ガ國產ノ獨立計畫ヲ施設シツツアルト聞クガ、加速度的ニ時局ニ鑑ミ、更ニ一段ノ擴張ノ必要爛乳牛ヲモ、所謂一腹搾リニ屠殺シテ居ル頭焦眉ノ急ニ迫ツテ居ル、之ニ對シテ所管現大臣ノ御所見ヲ承リタイ

更ニ本案實施ニ當リ監督官廳ハ最モ公平ナル態度ヲ持セネバナラナイ、然ルニ監督官廳ノ官吏ガ退官以後在官中監督下ニアリシ會社ノ重役トシ、又ハ社員トシテ就職スル例ガ多々アリマス、其ノ在官中兎角ノ噂ヲ耳ニスルガ甚ダ遺憾デアル、之ニ對スル國務大臣ノ所見如何（拍手）

次ハ家畜飼料問題竝ニ食糧問題ニ付テ、本問題ト關聯シテ所管大臣ノ御意見ヲ御伺シテ置キマス、我國ノ食糧ハ米ガ中心

シテモ亦諸般ノ工業原料トシテモ頗ル重要物資デアツテ、最近ニ於テ年一千五百万封益ナル資本ト、有害無益ナル取引ニ外ナラナイ、之ヲ國內ニ直チニ禁止スル御意思ガ

ヲ非常ニ大事ヲ取リマシテ、此ノ事業ニ對スル助長政策ハ當然デアリマス、サウシテ砂糖ニ對シマシテハ戻税ト申シマシテ、砂糖ノ稅金ヲ免除シテ、使ツタダケノ砂糖ノ稅金ダケハ之ヲ企業者ニ戻シテ居ル、其ノ額ガ一箇年ニ百万圓ニ達シテ居ルノデアリマス、是ハ非常ニ結構ナコトデアリマス、一方日本ニハ大キナ菓子業者デ煉乳事業ヲ兼營シテ居ルモノガアル、其ノ結果ト致シマシテ、戻税ニ依ル所ノ砂糖ヲ使用シタ「コンデンスマイルク」ヲ使用シテ菓子ヲ造ル、其ノ菓子ニ要スル量ハ「パーセンテージ」ヲ見マスト、約四〇%デアリマス、育兒用ガ四〇%、輸出用ガ二〇%、其ノ結果自分ガ戻税ヲ取ツタ「コンデンスマイルク」ニ依ツテ菓子ヲ造ル、他ノ中小菓子製造業者ハ此ノ會社ニ對立シ得ナイノデアリマス、之ヲ逆ニ申シマスト、力アル者ニハ助成シ、力ナキ者ニハ助成シナイト云フ結果ガ現ハレテ來ルノデアリマス、營利追求ノ觀念ヲ持ツ企業家ト致シマシテハ、菓子ガ好景氣ノ場合ニハ原料品ノ賣止メラヤル、隨テ更ニ中小製造業者ハ苦痛ヲ嘗メル、苦痛ヲ嘗メル中小菓子製造業者ハ數万ノ多キニ及ブ、資本偉力ニ依ル上ニニ國家ガ助成シテ、其ノ結果ガ中小菓子製造業者數万ノ壓迫ニナルト云フコトハ、立法當時ニ於テハ豫知セザルコトト思フ、其ノ他乳酸飲料製造業者ヘノ壓迫モ是亦當然デアリマス、斯

ル悲慘トスル怨嗟ノ聲ハ、數年來喧シキモノガアツタノデアリマス、國務大臣ニ私ガ御願シタイコトハ、民ノ怨嗟ノ聲、悲慘ノ聲ト云フモノヲ此ノ耳ニ聽カズシテ、隻手ノ音ヲ聽ク耳ヲ持ツテ貴ヒタイノデアリマス、是ノ音ヲ聽ク耳ヲ持ツテ貴ヒタイノデアリマス、此ノ法案ノ成立ノ結果斯テ居リマス（拍手）此ノ法案ノ成立ノ結果スル、東洋爲政者ノ採ルベキ心構ヘダト聞イテ居リマス（拍手）此ノ法案ノ成立ノ結果スル、其ノ菓子ニ要スル量ハ「パーセンテージ」ヲ見マスト、約四〇%デアリマス、育兒用ガ四〇%、輸出用ガ二〇%、其ノ結果自分ガ戻税ヲ取ツタ「コンデンスマイルク」ニ獨占セシメルト云フヤウナ結果ニ陥ラナイカト云フノガ、本員ノ杞憂ノツデアリマス、故ニ政府ハ斯ル不合理ヲ徹底的ニ匡正シ、恩典ニ浴セザル數万ノ中小菓子製造業者並ニ乳酸飲料製造業者ニ均霑セシムルコトガ當然デハナイカト信ズルノデアリマス、之ニ對スル國務大臣ノ御所見ヲ御伺シタイノデアリマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマシテ、即チ現在ニ於キマシテハ、牛乳ノ生産ヲ致シマスル爲ニ乳牛ヲ飼ヒマシテモ、其ノ値段ガ暴落致ス結果トシテ、ソレガ成立タナイ場合モアリマス、又乳製品ヲ拵ヘル會社ヲ拵ヘマシテモ、乳牛ガ之ニ伴ハズス（拍手）

〔國務大臣櫻内幸雄君登壇〕

○國務大臣（櫻内幸雄君）深澤君ノ御質問ニ對シテ御答辯ヲ申上ゲマス、第一ノ御質問ハ農村經濟ト酪農政策ニ關シテノ御質疑デアツタト思ヒマス、此度酪農調整法ヲ提出致シマシタ點ハ、先刻申上ゲマシタ如ク、從來ハ農村ニ於キマシテ牛乳生産業者ガ多數アリマス土地ニ於テ、所謂牛酪製品ヲ製造致シマス所ノ製品會社ガ牛乳ノ生産業者ガ多數アリマス、今日ノ農村經濟ノ建前カラ

ヲ安ク買取ル風ガアツタノデアリマス、又之ニ反シテ所謂乳製品ヲ造ル業者ガアツソレニ對シテ一定ノ方策ヲ持ツテ居ルカト云フ御尋デアリマスガ、現在御承知ノ如ク日本ニ於テハ耕地面積約六百八万町歩程アルノデアリマス、ソレニ對シテ此ノ耕作ニ從事シテ居ル所ノ戸數ハ、髓カ五百五十何萬戸デアツタト私ハ記憶スルノデアリマス、而シテ其ノ農家ニ於テドノ位耕作ヲシテ居ルカト申シマスト、五段歩以下ガ三割四分、一町歩以下ガ三割四分、而シテ二町以下ガ二割何分カデアリマシテ、之ヲ合計スルト九割一步程ニナリマシテ、アトハ極メテ少數アリマス、即チ農家一戸當リノ耕作面積ハ約一町歩程デアリマスガ、是ハ深澤君ノ御話ノ如クドノ位耕地ヲ耕作セシメルコトガ適當デアルカト云フ問題ニ付キマシテハ、或ハ山地デアルトカ、或ハ平坦地デアルトカ云フヤウナ、色々土地ノ事情ガアリマスノデ、是ハ今日幾ラ耕作スルノガ適當デアルカト云フコトハ、容易ニ斷言ハ出来ナイノデアリマシテ、所々ニ依ツテ自ラ異ルコト考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ農家經濟ノ上カラ言ツテ、斯ノ如キ副業ガ發達スルト云フコトハ、最モ喜ブベキコトデアリマスガ故ニ、吾々ハ其ノ發達ヲ期待致シテ居ルノデアリマス、次ニ斯ウ云フ酪農法ノ如キモノヲ設ケズニ自治ニ任シタラドウデアルカ、即チ北海

道ノ如ク殆ド其ノ八割ニ近イ所ノモノハニ定ノ生産者團體ガアツテ、而シテ自ラ之ヲ乳製品ニ致シテ、ソレデ圓滿ニ行ツテ居ルノデアルカラ、全國的ニサウシタラ宜カラウデハイカト云フ御意見デアリマスケレドモ、北海道ノ狀態ハ現在發達シテ居ルノデアリマスケレドモ、全國的ニハ今回提案ヲ致シマシタヤウナ方法ニ依ツテヤルノガ適當デアル、斯ウ考ヘタノデアリマス

次ニ樺太ニ於テ何故適用シナイカ、斯ウ

云フ御疑問デアリマシタガ、樺太ニハ本案ヲ施行シナイト云フ意味デハナイノデアリ

マス、差當リ樺太ヲ除外致シテ居リマスケレドモ、順次國內ニ於キマシテ整備ガ出來ルニ從ツテ、是ハ勅令ヲ以テ樺太ニ施行シ得ルノデアリマス、唯今日現在ト致シマシテハ、即チ國內ノ乳製品ト樺太ノ牛乳生産者トノ間ニ連絡ヲ取リマシテ、大シテ不都合ガナイト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス

次ニ乳牛資源ニ付キマシテ、此ノ移動ヲ防ギ、而シテ一定ノ地方ニ於テ、其ノ資源ヲ確保スルコトガ必要デハハイカト云フ御意見デアリマスガ、是ハ指導方針ノ上ニ於ト考ヘテ居リマス

更ニ乳製品ニ對スル御意見ガゴザイマシタガ、御話ノ如ク「カゼイン」ノ如キハ、所謂軍需品其ノ他最モ重要ナル品物デアリマ

道ノ如ク殆ド其ノ八割ニ近イ所ノモノハニ定ノ生産者團體ガアツテ、而シテ自ラ之ヲ乳製品ニ致シテ、ソレデ圓滿ニ行ツテ居ルノデアルカラ、全國的ニサウシタラ宜カラウデハイカト云フ御意見デアリマスケレドモ、北海道ノ狀態ハ現在發達シテ居ルノデアリマスケレドモ、全國的ニハ今回提案ヲ致シマシタヤウナ方法ニ依ツテヤルノガ適當デアル、斯ウ考ヘタノデアリマス

シテ、今日外國カラノ輸入ニ仰イデ居ルノデアリマスガ、是ハ此ノ酪農法ノ結果ト致シマシテ、又國民全體ガ此ノ事業ニ注目致

ス結果ト致シマシテ、本事業ガ發達致シマスレバ、必ズヤ此ノ輸入防遏ニ貢獻致スノミナラズ、所謂輸出資材デアル所ノ「ベニヤ」板デアルトカ、或ハ其ノ他ノ問題ニ付

キマシテ少カラズ貢獻ヲ致スノデアリマスガ故ニ、吾々ハ之ニ對シテ出來ルダケノ助成ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

第五ニ官吏ヲ民間ノ斯ウ云フ會社ニ使用スルト云フ風ガアルガ、之ニ對スル意見ハ

ドウデアルカト云フ御話デアリマスガ、此ノ酪農事業ニ對シマシテハ、現在ノ所ニ於

キマシテハ左様ニ事實ハアリマセヌ、無イノミナラズ、將來ト雖モ監督官廳ニ居ツタ者ガ、民間ノ會社ニ對シテ野ニ下ツタ時ニ行クト云フコトハ、深ク注意シナケレバナラスコトダト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

(政府委員漢那憲和君登壇)
○政府委員(漢那憲和君) 深澤君ノ御質問ノ中内務省ニ關係シタコトニ付テ私カラシ答辯ヲ申上ゲマス、我國ノ酪農業ノ過半ガ

北海道ニ於テ營マレテ居リマスル點カラシ

テ、北海道拓殖計畫ト此ノ酪農業ノ關係ガ、密接至大ナモノデアルト云フコトハ申スマ

デモアリマセヌ、隨ヒマシテ内務省ト致シ

マシテハ、從來斯業ノ發展ニ對シテ深甚ナ

ル關心ヲ以テ處置シ來ツタノデアリマスル

ガ、只今上程ニナツテ居リマスル法案ノ精

神ハ、北海道拓殖ノ上ニ於テモ非常ニ有益

ナルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス

ニハ、此ノ點モ深ク考慮ヲ致シタイト考ヘ

テ居ル次第デアリマス(拍手)

(政府委員澤田利吉君登壇)
○政府委員(澤田利吉君) 只今ノ提案ニ對

ノ所ハ各縣ニ之ヲ委託シテ、順次其ノ處理ヲ致サシテ居ル次第デアリマス

最後ニ戻税ノ問題ガアリマシタ、即チ五

百斤以上ノ砂糖ヲ入レル場合ニ於キマシテ

ハ免稅ニナツテ居ル、是ハ大キナ事業家ヲ

助ケテ、中小以下ノ菓子商其ノ他ノ業者ニ

對シテハ均霑セシメナイモノデアツテ、不

都合デハハイカト云フ御意見デアリマスガ、

此ノ點ニ付キマシテハ私共モ十分研究致シ

マシテ、而シテ深澤君ノ御趣旨ニ副ヒタイ

考ヲ持ツテ居ルノデアリマス(拍手)

シテ深澤君ノ御質問中、商工省ニ關スル事柄ニ付キマシテ私ヨリ答辯申上ゲマス、質問ノ御趣旨ハ「ミルク」ヲ製造シ一面ニ於テ菓子ノ製造ヲスル、其ノ實情ハ大キナ資本家ガ、一

面ニ於テ「ミルク」ヲ製造シ一面ニ於テ菓子ノ製造ヲスル結果トシテ、中小工業者ニ十

分ノ原料ガ廻ラナイ、其ノ結果トシテ値段ヲ一面ニ於テ吊上ゲテ、中小工業者ヲシテ

ソレ等ノ戻税ノ恩恵ニモ浴サセナイ結果ニナツテ居ルト云フ意味ノ御質問デアツタト

思ヒマス、如何ニモ現在ノ事情ヲ見マスルニ、

輸出ガ非常ニ増進致シ、或ハ又乳兒用ノ「ミ

ルク」ノ賣行ガ非常ニ増加致シテ居リマス結果トシテ、製菓用ノ「ミルク」ノ品不足ヲ懇

ヘテ居リマス、左様ニ結果トシテ幾分物價ガ高クナツテ居リマスルシ、又供給ノ圓滿ヲ缺イテ居ルト云フ事實ハ之ヲ認メルノデ

アリマス、此ノ對策ト致シマシテハ、農林省トモ協力シテ原料生產ノ擴充ヲ圖リマシ

テ、而シテ物資ノ圓滿ナル配給ヲスルコト

ト、同時ニ物價ガ上ルト云フコトハ、現下ノ我國ノ重大ナ問題デアリマスガ、「ミル

ク」ハ御承知ノ重要物資統制法ノ品目ノ中ニ加ハツテ居ラヌノデアリマスガ、御話ノ

通リ大キナ會社ガ一面ニ於テ菓子ヲ製造

シテ居リマシテ、品不足ヲ生ズルト自分ノ

製造ニ多ク用ヒマシテ、其ノ結果他ノ製造

業者ガ非常ニ困難スルノデアリマスカラ、

斯様ナ實情ニ付キマシテハ、物資調整ノ精

神ニ基イテ、十分此ノ點ニ對シテ留意セネバナラスト考ヘテ居リマス、物價問題モ亦同様デアリマシテ、品不足ヲ好機トシテ物價ノ吊上等ヲ爲サシムベキモノデハアリマセヌノデ、是等ノ點ニ對シマシテモ十分留意ヲ致シタイト思ヒマス、以上御答致シマス

○議長(小山松壽君) 野溝勝君

(野溝勝君登壇)

○野溝勝君 只今上程ニナリマシタ酪農業調整法案ニ付キマシテ、三點バカリ質問ヲシテ見タイト思ヒマス、第一點ハ榮養ト酪農業調整法案ニ付テアリマス、第二點ハ乳牛生産者ノ地位安定ニ付テアリマス、第三點ハ日滿飼料價格政策ノ調整ニ付テアリマス

第一點ハ榮養ト酪農業調整法案ニ付テ質疑ヲ試ミルコトニ致シマス、日本ハ滿洲事變以來、今又支那事變以來、益々東亞協同體建設ノ礎石ヲ固メツツアルノデアリマス、此ノ目的ヲ達成セントスルナラバ、人の資源ノ充實ガ最モ必要デアリマス、然ルニ政府ノ資料、帝國統計年鑑昭和十三年度ノ表ニ依リマスト、昭和十二年度出生數ガ二十三万七百人、約一割カラノ死亡數ガアルノデアリマス、是ハ洵ニ遺憾トル點デアリマシテ、其ノ原因ヲ探究シテ

見マスト、多ク妊婦ノ榮養不足ニ依ルコトガハツキリシテ居ルノデアリマス、尙ホ満洲ニ於ケル移民者ノ談ニアリマスガ、移民地ニ於ケル乳兒ノ死亡率が非常ニ多イコトニアリマス、段々其ノ原因ヲ調査シテ見マシタ所、同様ニ母體デアル妊婦ノ榮養不足ガ原因デアツタノデアリマス、又日本ト各國ニ於ケル乳兒ノ死亡率、或ハ平均壽命等ノ統計ヲ参考ニ申上ゲテ質問ノ本論ニ入りタイト思ヒマス、各國ノ乳兒ノ死亡率ヲ申シテ見タイト思ヒマス、第一點ハ榮養ト酪農業調整法案ニ付キマシテ、三點バカリ質問ヲシテ見タイト思ヒマス、併シソレト同時ニ保健衛生ノ統計ヲ見逃シテハナナインデアリマス、然ルニ本法案ノ目的中、此ノ保育ノ有機的關聯ヲ見逃シテハナナインデアリマス、然ルニ本法案ノ目的中、此ノ保健衛生トノ有機的關係ヲ見逃シタ點ニ付キ

畜產トノ關係ハ勿論不可分デアルコトハ當然デアリマス、併シソレト同時ニ保健衛生ノ統計ヲ置イテ居ルヤウニ思ハレマス、勿論日本ハ一一・七、所謂十一人七ニナツテ居ルノデアリマス、米國ハ六、英國ハ六・二、獨逸ガ六・六、伊太利ガ一・一、佛蘭西ガ六・七デ、日本ノ乳兒ノ死亡率ガ第一位ニナツテ居ルノデアリマス、尙ホ各國人ノ平均壽命ヲ申上ゲマスト、日本ハ四四・八一、英國ハ五五・六二、佛蘭西ハ五一・一九、獨逸ガ五九・七五、伊太利ガ五三・七六、以上ノ統計ニ微シテ見ルト、是亦日本ガ其ノ平均壽命ニ於テ最モ短命デアルコトガ茲ニ表示サ

ラ、特ニ厚生省當局ニ於キマシテハ是ガ活用ヲ如何ニスルカ、所謂酪農調整法ノ活用ヲドウ扱フカ、御所見ガアル筈デアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ先づ第一ニ厚生省當局ニ御意見ヲ御聽スル者デアリマス

事業ノ發展ハナイノデアリマスカラ、此ノ畜產トノ關係ハ勿論不可分デアルコトハ當然デアリマス、併シソレト同時ニ保健衛生ノ統計ヲ参考ニ申上ゲテ質問ノ本論ニ入りタイト思ヒマス、各國ノ乳兒ノ死亡率ヲ申シテ見タイト思ヒマス、第一點ハ榮養ト酪農業調整法案ニ付キマシテ、三點バカリ質問ヲシテ見タイト思ヒマス、併シソレト同時ニ保健衛生ノ統計ヲ見逃シテハナナインデアリマス、然ルニ本法案ノ目的中、此ノ保健衛生トノ有機的關係ヲ見逃シタ點ニ付キ

畜產トノ關係ハ勿論不可分デアルコトハ當然デアリマス、併シソレト同時ニ保健衛生ノ統計ヲ置イテ居ルヤウニ思ハレマス、勿論日本ハ一一・七、所謂十一人七ニナツテ居ルノデアリマス、米國ハ六、英國ハ六・二、獨逸ガ六・六、伊太利ガ一・一、佛蘭西ガ六・七デ、日本ノ乳兒ノ死亡率ガ第一位ニナツテ居ルノデアリマス、尙ホ各國人ノ平均壽命ヲ申上ゲマスト、日本ハ四四・八一、英國ハ五五・六二、佛蘭西ハ五一・一九、獨逸ガ五九・七五、伊太利ガ五三・七六、以上ノ統計ニ微シテ見ルト、是亦日本ガ其ノ平均壽命ニ於テ最モ短命デアルコトガ茲ニ表示サ

ラ、特ニ厚生省當局ニ於キマシテハ是ガ活用ヲ如何ニスルカ、所謂酪農調整法ノ活用ヲドウ扱フカ、御所見ガアル筈デアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ先づ第一ニ厚生省當局ニ御意見ヲ御聽スル者デアリマス

ノデアリマス、然ルニ本法案ノ目的中、此ノ保健衛生トノ有機的關係ヲ見逃シタ點ニ付キマシテ、洵ニ吾々ハ遺憾ニ感ズルノデアリマス、只今申上ゲマシタ通り、乳兒死亡ノ原因ガ榮養不足デアル、其ノ榮養不足ヲ補フ爲ニ滿洲等ニ於キマシテハ山羊或ハ乳牛ヲ飼ヒマシテ、乳兒ノ死亡率ノ「パーセン」ヲ成ベク防止シヨウト努メタ所ガ、其ノ結果ニニ於テ非常ナ好成績ヲ得テ居ルノデアリマス、外國ニ於テ平均壽命ガ長ク、或ハ幼兒ノ死亡率ガ日本ヨリ少イト云ク、ノデアリマス、結局徹底シタ具體的ナ酪農業調整法案ノ目的ト云フモノハ、人間ノ保健衛生ノ施設トノ關係ニ於テ立案シナケレバナラデアト思ヒマス、然ルニ此ノ點ニ付キマシテハ只今申シマシタ通りツモ觸レテ居ナイ、保健衛生ニ重大關係ヲ持ツ本法案デアルカ

ラ、特ニ厚生省當局ニ於キマシテハ是ガ活用ヲ如何ニスルカ、所謂酪農調整法ノ活用ヲドウ扱フカ、御所見ガアル筈デアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ先づ第一ニ厚生省當局ニ御意見ヲ御聽スル者デアリマス

牛ヲ澤山飼フト云フコトニナラナケレバ、酪農業界ノ發展ニハナラナイ、牛ヲ多ク飼ハセルト云フコトハ飼料ヲ廉價配給サセルト云フコトデアリマス、政府ノ提案サレマシタ法案ニ具體的ナ飼料ノ廉價方針ガ謳ハレテ居ラナイ、特ニ百六十一万戸ノ乳酪製造業者中八十五万户マデハ農家デアリマス、此ノ八十五戸ノ農家ガ年々製乳業ヲ廢メテ他ノ農業ニ轉換スルト云フコトハ、乳牛飼育ガ經濟的ニ合ハナイカラデアリマス、今日乳製品或ハ牛乳等ノ生産ガ行ハレテ居ル方面ハ、是ハ獨占資本家ノ特殊點デアリマシテ、其ノ原因ヲ探究シテ

ラ、特ニ厚生省當局ニ於キマシテハ是ガ活用ヲ如何ニスルカ、所謂酪農調整法ノ活用ヲドウ扱フカ、御所見ガアル筈デアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ先づ第一ニ厚生省當局ニ御意見ヲ御聽スル者デアリマス

牛ヲ澤山飼フト云フコトニナラナケレバ、酪農業界ノ發展ニハナラナイ、牛ヲ多ク飼ハセルト云フコトハ飼料ヲ廉價配給サセルト云フコトデアリマス、政府ノ提案サレマシタ法案ニ具體的ナ飼料ノ廉價方針ガ謳ハレテ居ラナイ、特ニ百六十一万戸ノ乳酪製造業者中八十五万户マデハ農家デアリマス、此ノ八十五戸ノ農家ガ年々製乳業ヲ廢メテ他ノ農業ニ轉換スルト云フコトハ、乳牛飼育ガ經濟的ニ合ハナイカラデアリマス、今日乳製品或ハ牛乳等ノ生産ガ行ハレテ居ル方面ハ、是ハ獨占資本家ノ特殊點デアリマシテ、其ノ原因ヲ探究シテ

ダケデアリマス、他ノ部面ニ於キマシテハ段々ト減ツテ居ルノデアリマス、其ノ減ツテ居ル理由ハ只今申シマシタ通り、生産費ヲ保障サレテ居ラナイカラデアツテ、乳牛飼育業者ガ此ノ業界カラ離レヨウトスルコトハ、是ハ當然ノコトデアリマス、特ニ政府ニ於キマシテハ酪農調整法ガ將來有望アル如ク言ハレテ居リマス、現在生産額三千万圓カラアル約一割ガ輸出ニ向ハレテ居ルト云フコトヲ言ハレテ居リマスケレドモ、併シ乳牛飼育者ノ保障ナキ所ノ現在ノ酪農界ト云フモノハ、將來ニ於テ破局性ヲ持ツテ居ルト私ハ喝破スル者デアリマス、故ニ當局ニ於キマシテハ其ノ將來ヲ十分留意スルナラバ、所謂乳牛飼育者ニ對シマスル生活ノ地位ノ保障ト云フコトヲ考ヘ然ルベキモノダト思フノデアリマス、御承知ノ通り乳牛ト云フモノハ、三箇年間飼ハナケレバ乳牛トナラナイ、普通ノ役牛ト違ヒマシテ隨分旨イ飼料ヲ食ハセテ、唯體位ヲ向上スルトカ體力ヲ維持スルト云フ飼料バカリデナクテ、產乳方面ノ飼料モ相當食ハセナケレバナラヌ、特ニ乳牛ト云フモノハ生後五六週間後マデノ間ニ於ケル飼料ノ配給調節ノ心配ト云フモノハ竝大抵デハナイ、技術的ナ工作ガ非常ニ掛カルノデアリマス、今日ノ百姓ノ困窮ノ状態カラ見テ此ノ高イ

出来ルカドウカ、斯ウ云フコトヲ考ヘル時ニ、本法案ノ第二條カラ第五條マデハ生産者ヲ壓迫スル如ク吾々ハ見受ケルノデアリマス、一體生産者ニ對シマシテ其ノ生産費ヲ保障スルト云フ點ヲ、何故政府ハ強調シテナイノデアリマスカ、生産費ヲ保障スルト云フ點ヲ強調スルナラバ、酪農業界ノ發展ハ火ヲ賭ルヨリ明カト私ハ思フノデアリマス、斯様ナ意味デ政府ニ於テハ乳牛飼育者ニ對スル生産費ノ保障ニ對シテ、如何ナル御所見ヲ御持合セニナツテ居ルカ承リクト思フノデアリマス

第三點ハ日滿飼料價格政策ノ調整ニ付テデアリマス、本法案ノ目的ハ先程モ申シマシタ畜產ノ發達ト、所謂乳製品ノ需給ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トサレテ居ルノデアリマス、勿論製品ノ需給圓滑ヲ期スルコト、畜產ノ發達ヲ期スルコトハ非常ニ結構デアリマス、併シ今日ノ如ク飼料ガ暴騰シテ居ル際ニ、果シテ畜產ノ圓滑ナル發達ヲ期スルコトガ出來ルカドウカ、農家ニ於ケル一年間ノ生産費中支出部面ノ大半ハ、肥料ニ次グモノハ飼料デアリマス、肥料ハ農家支出中ノ二八・七%、飼料ハソレニ次イデ二三・五%ノ支出来ラ爲シテ居ル次第デアリマス、シテ見ルト最モ畜產ノ發展ニ關係ノアルモノハ飼料デアリマス、此ノ飼料ト云フモノガ廉價ニ配給セラレザル限り、如何ナ

ル畜產業デモ發達ハ斷ジテ不可能ダト思ヒマス（拍手）然ルニ最近滿洲國ニ於テハ畜產ヲ發表シテ居ルノデアリマス、吾々ハ甚ダ遺憾ニ感ジマス、何故カナラバ滿洲ト日本ニ日本ハ滿洲國ノ發展ノ爲ニハ非常ナ犠牲ヲ拂ツテ居ル譯デアリマス、然ルニ滿洲國ニ於テ經濟提携ヲシテ居ル日本ノ國民生活ノ安定ヲ傷ケルヤウナ、此ノ輸出統制料ヲ徵收スルト云フコトハ、最モ吾々ノ不可解トスル所デアリマス、特ニ對滿事務局ハ其ノ主務官廳デアル以上、滿洲國ニ對シマシテ此ノ方針ニ對シテモ相當斡旋善處ヲサレタコト思フノデアリマスケレドモ、名ガ「タイマン」ノ結果カ知ラヌケレドモ怠慢ニ終ツタコトハ私共甚ダ遺憾ニ存ジマス、特ニ酪農調整法ノ將來ヲ考ヘルトキ、滿洲國ニ於ケル飼料ノ輸出入關係ハ、日本ノ此ノ酪農調整法ノ發展ノ上ニ、大キナ影響ヲ

〔國務大臣櫻内幸雄君登壇〕

○國務大臣（櫻内幸雄君）野溝君ニ御答致シマス、第一點ハ主トシテ榮養上ノ問題デアリマスカラ、多分厚生省ノ當局カラ御答ガアルト思ヒマスガ、本法案ニ依リマシテ所謂酪農業ヲ統制致シテ之ヲ監督致シマスル一方ニ於テ、農林當局ト致シマシテハ、常ニ厚生省當局ト連絡ヲ取ツテ、其ノ榮養上ノ問題ニ對シマシテハ、萬遺憾ナキヲ期シタイト思ツテ居リマス、第二點ノ問題、即チ是ガ農家生活ヲ安定スルコトガ出來ルガ、此ノ問題ニ付キマシテハ先刻來申上げ

マス通り、即チ牛乳生産者ニ對シテ、定シタル價格デ、即チ是レノ價格デハ賣レルト云フ安心點ヲ與ヘ、又一方ニ於テモ凡ソ此ノ價格ナラ買ヘルト云フ安心點ヲ與ヘテ、而シテ雙方相助ケ合ツテ此ノ事業ヲ完成シテ、輸出ナリ、國內ナリニ對スル所ノ供給ヲ致スノデアリマスガ故ニ、茲ニ事業上ノ安定ヲ見ルト云フコトハ、私ハ間違ヒナイト思ヒマス、又其ノ價格ニ付キマシテモ十分助成ニ酪農協議會ニ於テ協議ヲ致シ、又政府ニ於テモ適當ナル監督ヲ致シ、傍々ニ對シテ相當ナル指導及ビ助成ヲ致ス考デ居リマス、

シテ居ルヤウナ次第デアリマス、唯國內ニ於ケル所ノ飼料供給ノ方法ニ付キマシテハ、種々ナル方策ヲ講ジテ居ルノデアリマシテ、自給飼料ノ點ニ付キマシテモ十分助成ヲ致スノミナラズ、或ハ「サイロ」ノ如キモノヲ設ケマシテ一層之ヲ有效ニ致ス、斯ウ云フコトモ考ヘテ居リマスガ、尙ホ更ニ各方面ニ亘リマシテ、十分之ニ對シテ對應スルダケノ策ヲ立テタイト考ヘテ居リマス(拍手)

(國務大臣廣瀬久忠君登壇)
○國務大臣(廣瀬久忠君) 御質問ノ第一ニ對シテ御答ヲ申上げマス、只今栄養問題ト乳幼兒ノ死亡率等ニ付テ、我國ノ實情ガ甚ダ惡イ状態ニアル、此ノ點ニ付テハ洵ニ私共モ同感ニ存ジテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ栄養ノ問題ニ付テ十分ノ注意ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、御説ノ通リデアリマス、此ノ法律案制定ニ付キマシテハ、只今農林大臣カラ答辯ガアリマシタ通リ、衛生當局ト致シマシテ厚生省モ十分ニ關係ヲ致シテ作ツタ譯デアリマス、結局此ノ運用ニ付テモ、ヤハリ歸スル所保健衛生ト云フコトヲ決シテ等閑ニスルモノノデハアルモノデアリマスルガ故ニ、此ノ方ハ課稅ヲ致サナイヤウデアリマス、又大豆ノ方ニ付キマシテハ、多分昨日デアリマスカ、今日デアリマスカ、向フニ於テ協議ヲ致シテ居ル譯デアリマシテ、之ニ對シマシテハ甚

シマシタ

〔對滿事務局總裁ノ答辯ハドウシタ〕
〔政府委員黒崎定三君登壇〕

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

正二項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アル

ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 政府ヨリ答辯ハアリマセヌ——本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス——黑崎法制局案、第一讀會ヲ開キマス——黑崎法制局長官

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第一二、明治三十五年法律第四十九號中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス——黑崎法制局長官

第一 明治三十五年法律第四十九號中改正法律案(國勢調査ニ關スル件)(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會
明治三十五年法律第四十九號中改正法律案

第一 明治三十五年法律第四十九號中改正法律案(國勢調査ニ關スル件)(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會
明治三十五年法律第四十九號中改正法律案

第一 明治三十五年法律第四十九號中改正法律案(國勢調査ニ關スル件)(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會
明治三十五年法律第四十九號中改正法律案

第一 明治三十五年法律第四十九號中左ノ通改正ス
前二項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アル
トキハ臨時ニ國勢調査ヲ施行スルコト
ヲ得

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致
付キマシテハ、多分昨日デアリマスカ、今
ルモノデアリマスルガ故ニ、此ノ方ハ課稅ヲ致サナイヤウデアリマス、又大豆ノ方ニ付キマシテハ、多分昨日デアリマスカ、今
日デアリマスカ、向フニ於テ協議ヲ致シテ居ル譯デアリマシテ、之ニ對シマシテハ甚

シマシタ

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——山崎常吉君
(山崎常吉君登壇)
○議長(小山松壽君) 只今提案ニナリマシタ明治三十五年ノ國勢調査ニ關スル改正法律案ノ

問題デゴザイマス、私ハ此ノ法案ノ改正ニ
贊成スル者デゴザイマス、今マデノ法律ノ
條文ニ依リマスレバ、今法制局長官ガ御話
ニナリマシタ如クニ、十年ニ一回或ハ五年
ニ一回、斯ウ云フヤウナ工合ノ規定ニナツ
テ居リマスノデ、斯様ナ時局下ニ於キシマ
テハ、勿論間ニ合ハナイノハ當然デゴザイ
マス、私ハ此ノ法案ガ此度ノ議會ニ提案セ
ラレマシタノハ、寧ロ遲キニ過ギルト考ヘ
ルノデゴザイマス、併シナガラ此ノ法案ヲ
改正シタイト云フ理由ノ下ニ、本議會ニ提
案ヲサレマシタ機會ニ、私ハ本案ニ對シテ
御尋致シマス

今マデノ國勢調査ノヤリ方ハ縱ノ一線、

縱ノ調査デアツタ、勵カナイ調査デアツタ、
斯様ナ時局ニ於キマシテハ、縱ノミノ調査

ニハイケナイ、横幅廣ク又總テノ機構ニ互
リマジテノ調査ガ爲サレテ、斯様ナ時局下

ニ於テ何時如何ナル場合デモ此ノ調査ガ役
立ツヤウナ心構ヘガナケレバナラナイト
思ヒマス、即チ私ハ本國勢調査法ノ改正ガ
當局カラ要望サレマシタノハ、ソコニ在ル
コトヲ考ヘマスケレドモ、今申上ゲマシタ
ヤウニ、適宜必要ノ場合ニ、何時デモ發動
シテ、縱ニ横ニ徹底的ニ調査ヲシテ御役ニ
立ツヤウナ工合ノ心構ヘガ必要ダト思ヒマ
スガ、之ニ對シテ當局ハソレダケノ覺悟ヲ
持ツテ此ノ法案ニ對スル改正ヲ要求セラレ

マスヤ否ヤト云フコトヲ、先づ御尋致シタ
イト思ヒマス

同時ニ此ノ法案ハ人的資源ニ對スル用意

ノ整備デアルト考ヘマスノデ、此ノ場合發

言ノ御許ヲ戴キマシタ機會ニ、各國務大臣

ニ對シマシテ人的資源擴充ニ對シマシテ、人

簡單ナ質問ヲ御許願ヒタイト考ヘマス、

私考ヘマスノニ、本議會程物ノ擴充ノ叫バ

レタコトハ曾テナイコトニアラウト考ヘマ

ス、勿論戰爭ニ勝ツガ爲ニ、事變處理ノ爲

ニハ、徹底的ニ物ノ擴充ヲ圖ラナケレバナ

ラナイト云フコトモ承知シテ居リマス、併

シナガラ物ノ擴充ガソンナニ必要デアルナ

レバ、然ラバ人ニ對シテハドウ云フ覺悟ガ

アルカト云フコトヲ考ヘマス時ニ、遺憾ナ

ガラ私ハ人ノ擴充、人的要素ノ整備ニ對シ

マシテ、十分ノ方針ガ執ラレテ居ラナイコ

トヲ沟ニ遺憾トスル者デゴザイマス、即

チ物ヲ殖ヤサウト致シマスナレバ、其ノ本

ハ何ト云ヒマシテモ人間デゴザイマス、申

上げナクトモ御分リニナツテ居ラレマス如

クニ、我國ハ島國デアツテ、小サイ國ニ今

マデ人間ガアリ過ギタ、何ノ事業ヲ起シマ

シテモ、先ヅ金、場所、機械、建物、之ヲ纏

ニモ拘ラズ、大切ナ人ヲ入レル家屋ガ其ノ

附近ニ少シモ建タナイ、其ノ爲ニ生産擴充

ニ對シマシテ缺クベカラザル人間ハ、物置

ノヤウナ二階ニギシ詰メデゴザイマス、或

ハ間借リヲスルト云フヤウナ陰慘ナ間借り

トヲ御算ニ於テモ、隨分厖大ナル

豫算ガ組立テラレテ居リマスケレドモ、各

省ヲ通ジマシテ人ヲ養成スル人的資源保護

ノ爲ノ施設ガ、少シモ講ゼラレテ居ラヌコ

トヲ御考ニナツテモ分ルト思ヒマス、此ノ

人ノ問題ハ事業家ニ任シテ置クノデハナニ、

人ノ問題ハ國家ノ基ヲ成スモノデゴザイマ

スタト思ヒマス、斯様ニ時代ガ加速度ニ變

ツタニモ拘ラズ、議員ノ諸君ノ中カラ人的

榮養不良ト不衛生ナ狀態ニナリマシテ、或

ハ工場ニ於キマシテハ、長イ時間過度ナ勞

ナイノデゴザイマス、其ノ爲ニ體ハ恰モ鑪

デ鐵ヲ擦ルヤウニ段々ト擦リ減ラサレテ居

ルノガ現狀デアリマス、斯ウ云フ事業家ニ

スル意見ノ一端ヲ御聽取願ヒマシテ、各大

臣ノ御答ヲ戴キタイ、斯ク考ヘルノデアリ

マス

軍需產業ト平和產業ノ開キガ益々盛ニナ

リツツアリマスルコトハ、諸君ノ御認メニ

ナル所デアルト考ヘマス、此ノ問題ニ付テ

マス

私ハ内務大臣ニ一應所見ヲ御質シスル次第

デアリマス、即チ都市ノ工場地帶ヘ行キマ

スレバ、殆ド空地ノ無イ程工場ガ建チ竝ビ、

機械ガ充滿シテ居リマス、農村カラハ

次カラ次ヘト人間ガ募集サレテ居リマス、

機械ヲ入レル家屋ガソンナニ擴張セラレル

トハ、當局ハ御存ジノコトト思ヒマス、此

ノ點ハ當局ガ御氣付キニラヌコトハ毛頭

ナイト思ヒマス、御付キニナツテ居ルニモ

拘ラズ、何故ソレ放任シテ置クノデアラ

ウカ、此度ノ豫算ニ於テモ、隨分厖大ナル

豫算ガ組立テラレテ居リマスケレドモ、各

省ヲ通ジマシテ人ヲ養成スル人的資源保護

ノ爲ノ施設ガ、少シモ講ゼラレテ居ラヌコ

トヲ御考ニナツテモ分ルト思ヒマス、此ノ

人ノ問題ハ事業家ニ任シテ置クノデハナニ、

人ノ問題ハ國家ノ基ヲ成スモノデゴザイマ

ス

スガ爲ニ、當局ハ之ニ對シテ十分ナ用意ヲ爲サレナケレバナラスト思ヒマス、即チ家屋ノ問題ニ付キマシテハ、儲カツテ儲カリ過ギテ居ル所ノ事業家ガアルノデゴザイマスカラ、ソレト十分打合セラ致シマシテ、工場ガ段々ト擴張セラレルナラバ、其ノ附近ヘ勞働者階級ノ入ル所ノ寄宿舎ヲ建テナケレバイカヌト思ヒマス、此ノ點ニ對シマシテマダ當局ハ何ノ方法モ執ツテ居リマセヌガ、其ノ點ニ對シマシテ何カ御意見ガアラレルカ、此ノ點ヲ伺ツテ置キタイト考ヘ

更ニ進ミマシテ、去ル二十一日ニ臨時増稅案ガ提案サレマシタ、其ノ增稅案ニ依リマスト、一億圓餘ノ增稅案ガ提案サレマシタガ、私ハ此ノ中デ斯ウ云フコトヲ考ヘマス、今軍需產業ノ方面ハ事業家カラ從業員ニ至ルマデ、相當ノ儲ケヨシ、賃銀ヲ得テ居リマス、ソレガ爲ニ御存ジノ如クニ到ル處ノ料理店ハ超満員ノ狀態デゴザイマス、當局ハ之ニ著眼ヲセラレマシテ、遊興ニ對シマスル所ノ增稅案ヲ提案サレテ居リマス、私ハ斯様ナ場合ニ左様ナ遊興稅ヲ課スヨリハ寧ロ五圓以上遊興シテハナラナイト云フヤウナ法律ヲ制定スベキデハナイカ、斯ク考ヘマス、斯様ナ問題ニ對シマシテハ、私ハ常ニオ互、議員自體ガ自制致シマシテ、五圓以上ノ散財ハシナイヤウニ致シマシテ、

國民ニ範ヲ示スベキデアルト、斯ク考ヘルノデゴザイマス、此ノ點ニ對シマシテ遊興稅ヲ制定スルヨリハ、五圓以上ノ遊興ヲシテハナラナイト云フヤウナ考ヲ御持チデナイカト云フコトヲ内務大臣ニ御尋スル次第

ソレカラ次ニ厚生大臣ニ御尋ヲ致シマスガ、結論ヲ先ニ御尋シテ置キマス、乳幼兒ノ問題ニ對シマシテ御聽シタイト思ヒマスガ、同僚野溝君カラノ御質問モゴザイマシタガ、私ガ厚生大臣ニ御尋致シマスノハ、乳幼兒ノ保健局ヲ設置スル考ハナイカ、此ノ點ヲ御尋致シマス、乳幼兒ノ保健局ノ設置ニ對シマシテハ、最早是ハ議論ノ餘地ガナイト思ヒマス、我國ノ乳兒ノ死亡率、或ハ事變ニ因リマス所ノ出產率ノ減退、斯様な點カラ考ヘマシテ、今生レル所ノ子供ヲナイト思ヒマス、我國ノ乳兒ノ死亡率、或ハ事變ニ因リマス所ノ出產率ノ減退、斯様な點カラ考ヘマシテ、今生レル所ノ子供ヲナイト思ヒマス、我國ノ乳兒ノ死亡率、或ハ事變ニ因リマス所ノ出產率ノ減退、斯様な點カラ考ヘマシテ、今生レル所ノ子供ヲナイト思ヒマス、我國ノ乳兒ノ死亡率、或ハ事變ニ因リマス所ノ出產率ノ減退、斯様な點カラ考ヘマシテ、今生レル所ノ子供ヲナイト思ヒマス、我國ノ乳兒ノ死亡率、或

以上ニハ金製ノモノガソレドモ、授與セラレルノデゴザイマス、之ニ對シマシテ今各纖維村ヘト持ツテ歸リ、農村ノ現在ノ結核ノ状態ハドウデラウカト云フコトガ考ヘラレルノデゴザイマス、之ニ對シマシテ今各纖維工場デ働イテ居ル所ノ女工サンニ對シマシテ、結核豫防ノ方針ガ完璧ヲ期シテ講ゼラレナケレバナラナイト考ヘマス〔ヒヤ／＼〕

此ノ點ニ對シマシテ、厚生大臣ハドウ云フヤウナ御考ヲ持ツテ居ラレルカ質問致シマス、更ニ私ハ乳兒ノ死亡率ニ付キマシテノ考ヘラレナケレバナラナイノデゴザイマスカラ、乳幼兒保健局ガ出來マシテ、各地ニ其ノ支局ガ出來、徹底的ノ結果ガ講ゼラレナケレバナラナイト思ヒマスガ、此ノ點ニ對シマシテ乳幼兒保健局ヲ設置スル意思アリヤ否ヤト云フコトヲ御尋致シマス、ソレ表ヲ致シマシテ、「產メヨ増セヨ」ト云フヤクニ、唯巷ノ工場バカリデハナイ、最モ惧レルノハ小學校ニ此頃蔓延シテ居ル、小學校兒童ノ胸ヲ冒サレタ子供ハ、殆ド學校全體ト言ツテモ宜イ程デゴザイマセウ、デアルニモ拘ラズ、費用ノ關係上カラ小學校ニ於キマシテハ、今兒童ノ健康診斷ヲ年ニ一回バカリシカ行ツテ居ナイ、而モソレハ

ハドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルカト云フヤウナ點ヲ御尋シタイト思ヒマス

(議長退席、副議長著席)

更ニ是モ厚生省ノ問題ダト思ヒマスガ、最近結核病者ノ旺勢ナコトハ、是ハ最早十分御調査ニナツテ居ルコトト思ヒマス、本年ノ豫算ニモ三百幾十万圓ノ豫算ガ計上サレテ居リマス、是ハ特ニ纖維、紡績工場ニ結核ノ問題ニ對シマシテ御聽シタイト思ヒマスガ、同僚野溝君カラノ御質問モゴザイマシタガ、私ガ厚生大臣ニ御尋致シマスノハ、

ハドウデラウカト云フコトガ考ヘラレルノデゴザイマス、之ニ對シマシテ今各纖維工場デ働イテ居ル所ノ女工サンニ對シマシテ、結核豫防ノ方針ガ完璧ヲ期シテ講ゼラレナケレバナラナイト考ヘマス〔ヒヤ／＼〕此ノ點ニ對シマシテ、厚生大臣ハドウ云フヤウナ御考ヲ持ツテ居ラレルカ質問致シマス、更ニ私ハ乳兒ノ死亡率ニ付キマシテノ考ヘラレナケレバナラナイノデゴザイマスカラ、乳幼兒保健局ガ出來マシテ、各地ニ其ノ支局ガ出來、徹底的ノ結果ガ講ゼラレナケレバナラナイト思ヒマスガ、此ノ點ニ對シマシテ乳幼兒保健局ヲ設置スル意思アリヤ否ヤト云フコトヲ御尋致シマス、ソレ表ヲ致シマシテ、「產メヨ増セヨ」ト云フヤクニ、唯巷ノ工場バカリデハナイ、最モ惧レルノハ小學校ニ此頃蔓延シテ居ル、小學校兒童ノ胸ヲ冒サレタ子供ハ、殆ド學校全體ト言ツテモ宜イ程デゴザイマセウ、デアルニモ拘ラズ、費用ノ關係上カラ小學校ニ於キマシテハ、今兒童ノ健康診斷ヲ年ニ一回バカリシカ行ツテ居ナイ、而モソレハ

殆ド形式的ノ状態デゴザイマス、少クトモ
斯様ナ状態デゴザイマスノデ、斯様ニ人ノ
大切ナ時代デゴザイマスカラ、此ノ小学校
於キマス所ノ健康診断ヲ徹底サセ、月ニ一
回ハドウシテモ行ハナケレバナラナイト思
ヒマス、之ニ對シマシテ確固タル御意見ヲ
御伺シタイト考ヘマス、文部大臣ニ對シマ
シテハ、マダ色々御尋シタイト思ヒマスケ
レドモ、簡單ニ御尋フシテ置キマス、又委
員會カ何カノ場合ニ御尋フサシテ戴キマス
ソレカラ農林大臣ニ御尋致シマス、結核
患者方今マデハ町ニ蔓延シテ居リマシタ
ガ、是ガ段々ト猖獗ヲ極メマシテ、農村ヘ
農村ヘト入ツテ行キツアル状態デアルト
云フコトハ、今簡單ナ言葉デ觸レマシタ
ガ、而モ農村ノ中デモ今マデ最モ健康地帯
デアリマシタ所ノ山奥ヘ、海岸ヘト云フヤ
ウナ工合ニ、蔓延シテ行ツテ居ルト云フヤ
ウナ統計ヲ最近御聞致シマシタ、今マデハ
町ハ病氣ノ巣ニアツタ、併シナガラ田舎ヘ
入レバ健康體ニナルト云フヤウナ工合ニ考
ヘテ居リマシタケレドモ、現在ハ田舎ノ方
ガ却テ不健康地帶ニナツタ云フヤウナ狀
態デアリマスナラバ、是ハ我國家ニ取ツ
テ大變ナコトニナルト思ヒマス、之ニ對シ
マシテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノダラウ
カト云フコトヲ私ハ御聽シタイ、最近ノ死亡
率ヲ見マスレバ、人里離レタ山奥ヘ行ク程

此ノ死亡率ガ多イト云フヤウナ統計ヲ御聞
シタノデゴザイマス、是ハオ醫者サンガ少
イ關係ヤ色々アルト思ヒマスガ、此ノ點ニ
回ハドウシテモ行ハナケレバナラナイト思
ヒマス、之ニ對シマシテ確固タル御意見ヲ
御伺シタイト考ヘマス、文部大臣ニ對シマ
シテハ、マダ色々御尋シタイト思ヒマスケ
レドモ、簡單ニ御尋フシテ置キマス、又委
員會カ何カノ場合ニ御尋フサシテ戴キマス
ソレカラ農林大臣ニ御尋致シマス、結核
患者方今マデハ町ニ蔓延シテ居リマシタ
ガ、是ガ段々ト猖獗ヲ極メマシテ、農村ヘ
農村ヘト入ツテ行キツアル状態デアルト
云フコトハ、今簡單ナ言葉デ觸レマシタ
ガ、而モ農村ノ中デモ今マデ最モ健康地帯
デアリマシタ所ノ山奥ヘ、海岸ヘト云フヤ
ウナ工合ニ、蔓延シテ行ツテ居ルト云フヤ
ウナ統計ヲ最近御聞致シマシタ、今マデハ
町ハ病氣ノ巣ニアツタ、併シナガラ田舎ヘ
入レバ健康體ニナルト云フヤウナ工合ニ考
ヘテ居リマシタケレドモ、現在ハ田舎ノ方
ガ却テ不健康地帶ニナツタ云フヤウナ狀
態デアリマスナラバ、是ハ我國家ニ取ツ
テ大變ナコトニナルト思ヒマス、之ニ對シ
マシテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノダラウ
カト云フコトヲ私ハ御聽シタイ、最近ノ死亡
率ヲ見マスレバ、人里離レタ山奥ヘ行ク程

此ノ死亡率ガ多イト云フヤウナ統計ヲ御聞
シタノデゴザイマス、是ハオ醫者サンガ少
イ關係ヤ色々アルト思ヒマスガ、此ノ點ニ
回ハドウシテモ行ハナケレバナラナイト思
ヒマス、之ニ對シマシテ確固タル御意見ヲ
御伺シタイト考ヘマス、文部大臣ニ對シマ
シテハ、マダ色々御尋シタイト思ヒマスケ
レドモ、簡單ニ御尋フシテ置キマス、又委
員會カ何カノ場合ニ御尋フサシテ戴キマス
ソレカラ農林大臣ニ御尋致シマス、結核
患者方今マデハ町ニ蔓延シテ居リマシタ
ガ、是ガ段々ト猖獗ヲ極メマシテ、農村ヘ
農村ヘト入ツテ行キツアル状態デアルト
云フコトハ、今簡單ナ言葉デ觸レマシタ
ガ、而モ農村ノ中デモ今マデ最モ健康地帯
デアリマシタ所ノ山奥ヘ、海岸ヘト云フヤ
ウナ工合ニ、蔓延シテ行ツテ居ルト云フヤ
ウナ統計ヲ最近御聞致シマシタ、今マデハ
町ハ病氣ノ巣ニアツタ、併シナガラ田舎ヘ
入レバ健康體ニナルト云フヤウナ工合ニ考
ヘテ居リマシタケレドモ、現在ハ田舎ノ方
ガ却テ不健康地帶ニナツタ云フヤウナ狀
態デアリマスナラバ、是ハ我國家ニ取ツ
テ大變ナコトニナルト思ヒマス、之ニ對シ
マシテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノダラウ
カト云フコトヲ私ハ御聽シタイ、最近ノ死亡
率ヲ見マスレバ、人里離レタ山奥ヘ行ク程

此ノ死亡率ガ多イト云フヤウナ統計ヲ御聞
シタノデゴザイマス、是ハオ醫者サンガ少
イ關係ヤ色々アルト思ヒマスガ、此ノ點ニ
回ハドウシテモ行ハナケレバナラナイト思
ヒマス、之ニ對シマシテ確固タル御意見ヲ
御伺シタイト考ヘマス、文部大臣ニ對シマ
シテハ、マダ色々御尋シタイト思ヒマスケ
レドモ、簡單ニ御尋フシテ置キマス、又委
員會カ何カノ場合ニ御尋フサシテ戴キマス
ソレカラ農林大臣ニ御尋致シマス、結核
患者方今マデハ町ニ蔓延シテ居リマシタ
ガ、是ガ段々ト猖獗ヲ極メマシテ、農村ヘ
農村ヘト入ツテ行キツアル状態デアルト
云フコトハ、今簡單ナ言葉デ觸レマシタ
ガ、而モ農村ノ中デモ今マデ最モ健康地帯
デアリマシタ所ノ山奥ヘ、海岸ヘト云フヤ
ウナ工合ニ、蔓延シテ行ツテ居ルト云フヤ
ウナ統計ヲ最近御聞致シマシタ、今マデハ
町ハ病氣ノ巣ニアツタ、併シナガラ田舎ヘ
入レバ健康體ニナルト云フヤウナ工合ニ考
ヘテ居リマシタケレドモ、現在ハ田舎ノ方
ガ却テ不健康地帶ニナツタ云フヤウナ狀
態デアリマスナラバ、是ハ我國家ニ取ツ
テ大變ナコトニナルト思ヒマス、之ニ對シ
マシテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノダラウ
カト云フコトヲ私ハ御聽シタイ、最近ノ死亡
率ヲ見マスレバ、人里離レタ山奥ヘ行ク程

此ノ死亡率ガ多イト云フヤウナ統計ヲ御聞
シタノデゴザイマス、是ハオ醫者サンガ少
イ關係ヤ色々アルト思ヒマスガ、此ノ點ニ
回ハドウシテモ行ハナケレバナラナイト思
ヒマス、之ニ對シマシテ確固タル御意見ヲ
御伺シタイト考ヘマス、文部大臣ニ對シマ
シテハ、マダ色々御尋シタイト思ヒマスケ
レドモ、簡單ニ御尋フシテ置キマス、又委
員會カ何カノ場合ニ御尋フサシテ戴キマス
ソレカラ農林大臣ニ御尋致シマス、結核
患者方今マデハ町ニ蔓延シテ居リマシタ
ガ、是ガ段々ト猖獗ヲ極メマシテ、農村ヘ
農村ヘト入ツテ行キツアル状態デアルト
云フコトハ、今簡単ナ言葉デ觸レマシタ
ガ、而モ農村ノ中デモ今マデ最モ健康地帯
デアリマシタ所ノ山奥ヘ、海岸ヘト云フヤ
ウナ工合ニ、蔓延シテ行ツテ居ルト云フヤ
ウナ統計ヲ最近御聞致シマシタ、今マデハ
町ハ病氣ノ巣ニアツタ、併シナガラ田舎ヘ
入レバ健康體ニナルト云フヤウナ工合ニ考
ヘテ居リマシタケレドモ、現在ハ田舎ノ方
ガ却テ不健康地帶ニナツタ云フヤウナ狀
態デアリマスナラバ、是ハ我國家ニ取ツ
テ大變ナコトニナルト思ヒマス、之ニ對シ
マシテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルノダラウ
カト云フコトヲ私ハ御聽シタイ、最近ノ死亡
率ヲ見マスレバ、人里離レタ山奥ヘ行ク程

ヒマス

○山崎常吉君(續) ドウガ御願シマス、私ハ自分ノ考ヘルコトヲ此處ニ簡單ニ書イテ來マシタガ、大要ヲ申上ゲマス、今申上ゲマシタ如ク、内務省、厚生省、文部省、農林省、商工省、拓務省ト云フヤウナ工合イケナイ、デアルガ爲ニ、此ノ問題ニ對シマシテハ、勞働省ト云フヤウナ獨立シタ所充ヲスル意思ガナイカドウカト云フコトヲノ權威アル一省ヲ設ケ、人的資源ノ養成擴充ヲスル意思ガナイカドウカト云フコトヲ

首相ニ御尋スル次第デゴザイマス、此ノ問題ハ首相方御見エニナラヌカラ、今日御答論ニ入リマス、平沼首相ハ第七十四議會ノ窮屈ニ於キマシテモ、又各委員會ニ於キマシテモ、國民ノ總親和ヲ唱ヘテ居リマス、勿論斯様ナ時期ニ於キマシテ國民ガ總親和ヲス、勿論斯様ナ時期ニ於キマシテ國民ノ總親和ヲ御考ニナリ、實際國民ガ總親和ヲスレバ結構デゴザイマスケレドモ、私共ガ實際社會ノ到ル處ヲ見ル時ニ、國民ノ總親和ハ出來テナイト云フコトヲ見テ取ルノデゴザイマス、洵ニ遺憾ノ至リデゴザイマス、是ハ少クトモ國民ノ生活ノ均衡ヲ圖フネバナラナイノデハナイカ、國民ノ生活ノ均衡ガ大變亂レテ居ルト云フコトハ、諸君ガ御覽ニナツテ居ルコト思ヒマス、即チ産業方面ニ於キマシテハ、軍需產業ト平和產業ノ

此ノ鼻突合セテノ睨合ヒハ何ヲ物語ルカ、國民ニ對シテ儉約セヨ、儉約セヨト言ウテ居ルケレドモ、コデパート「賣行」ハドウ云フ狀態デアルカ、而モ「デパート」ノ賣行ハ、狐ノ襟巻ヤ、絹物ヤ、或ハ床ノ置物ガ、其ノ賣行ノ大部分ヲ占メテ居ルト云フコトハ、見逃スコトノ出來ナイ事實デアリマス、一方平和產業ノ方面ハドウデアルカ、其ノ日ノ高利ノ利拂モ出来ナイデ困苦シテ居ル狀態デアリマス、平沼首相ハ國民ノ總親和ヲ唱ヘテ居リマスケレドモ、一方デハ彌ガ上ニモ儲ケマス、一方デハ瘦セルガ儘ニ放ツカラカシテ居ルト云フ狀態デアリマシタナラバ、總親和ドコロデハナイ、國民ガ總不和ニナルト云フコトヲ考ヘザルヲ得ナイト思セマス、此ノ點ニ付キマシテ私ハ國內革新ヲ議會後ニ實行ナサルト云ヒマスケレドモ、今ノ内ニ國内革新ヲ徹底ニナサルカドウカト云フコトヲ、平沼首相ガ御見エニナツタ時ニ御聽シタイト考ヘマス(拍手)以上甚ダ言ヒ廻シガ下手デアリマシテ、御迷惑デアツタト思ヒマスガ、此ノ次ニハ十分勉強シテ來マシテ、言ヒ廻シラ上手ニヤリマス(拍手)

(國務大臣廣瀬久忠君登壇)

○國務大臣(廣瀬久忠君) 人的資源ノ擴充ノ問題ニ付テノ御質問、之ニ關シテ私ガ御答スベキ點ヲ申上ゲマス、人的資源ノ擴充ニ付テ非常ニ注意シナケレバナラヌト云フ

コトハ、洵ニ御尤デアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ私共モ最善ノ努力ヲ拂フ積リデアリマス、先づ第一ニ職工ノ住宅問題ニ付テ御質問デアリマシタ、之ニ付キマシテハ工場主モソレドモ考ヘテ居リマスガ、尙ホ厚生省ニ於キマシテモ、市町村等ニ低利資金ヲ供給スルトカ、其ノ他色々ノ方法ヲ以テマシテ、職工ノ住宅ノ供給並ニ寄宿舎ノ供給等ニ付テハ、ソレドモ努力ヲ致シテ居リマス、ソレカラ其ノ次ニ乳幼兒保健局ヲ作ルカト云フ御質問デアリマスガ、只今ノ所其ノ考ハ持ツテ居リマセヌ、併シ乳幼兒ノ保護ニ付キマシテハ、豫算上ニモ相當ナ經費ヲ以テ、其ノ保護ニ付テ出來ル限リノコトヲ致スコトニナツテ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ其ノ死亡率ヲ出來ルダケ少クシテ、立派ナ子供ヲ育テルヤウニ努力スル積リデアリマス、人口問題ノ研究所ノ機構ニ付テ、言ヒ廻シラ上手ニヤリマス(拍手)

(國務大臣櫻内幸雄君登壇)

○國務大臣(櫻内幸雄君) 山崎君ノ私ニ對スル質問ハ、農村ニ於テノ健康者ガ次第不健康ニナリツツアルガ、之ニ對スル對策如何ト云フ御話デアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ各角度カラ調査ヲ致シマシテハ、醫療設備ノ普及徹底、並ニ體位向上ノ教育等ニ力ヲ注イデ居ルノデアリマシテ、更ニ適宜適當ナル對策ヲ講ジタイト考ヘテ居リ

マス

〔政府委員黒崎定三君登壇〕

○政府委員(黒崎定三君) 只今ノ山崎サン
單ニ人口調査ノミニ限ラズ、モツト廣イ範
圍ニ於テ調査スルコトガ必要デハナイカト
云フ趣旨ノ御尋ガアツタノデアリマス、御
尋ノヤウニ此ノ法律ガ明治三十五年ニ衆議
院カラ提出セラレマシタ時ノ、其ノ成立チ
ノ趣旨ハ、單ニ人口統計ノミナラズ、廣ク
國勢ノ基本ニ關スル事項ニ互ツテ、調査ス
ルコトノ趣旨ガ含マシメラレテ居リマシタ
コトハ、御話ノ通リデアリマス、而モ當時
ノ此ノ法律案ノ委員長ノ報告ヲ見マシテモ、
國勢ノ基本ニ關スル事項ハ、緩急ヲ圖ツテ
調査ヲ爲スベシト云フノ希望ガ附ケ加ヘラ
レテ居リマス、尙ホ昭和十一年ノ中央統計
委員會ニ於キマシテモ、單ニ人口統計ノミ
ナラズ、農業、工業、商業等ノ事項ニ付キ
マシテモ、國勢ノ基本ニ關スル限りハ、廣
ク調査スペシト云フノ建議ガアリマシタ、
政府ニ於キマシテモ昭和十五年ニ國勢調査、
一般調査ヲ行ヒマスルカラ、其ノ時ニ此ノ
趣旨ヲ採入レマシテ、廣イ範圍ニ於テ調査
ヲ實行シタイト目下研究中デアリマス、右
御答致シマス

〔政府委員小柳牧衛君登壇〕

○政府委員(小柳牧衛君) 山崎君ノ質問

中、文部所管事項ニ付キマシテハ私ヨリ御
答致シタイト存ジマス、學校ノ身體検査ハ
御示ノ通り定期ハ年一回ニ相成ツテ居ルノ
ノ御尋ノ中、此ノ國勢調査ニ關スル法律ハ、
單ニ人口調査ノミニ限ラズ、モツト廣イ範
圍ニ於テ調査スルコトガ必要デハナイカト
云フ趣旨ノ御尋ガアツタノデアリマス、御
尋ノヤウニ此ノ法律ガ明治三十五年ニ衆議
院カラ提出セラレマシタ時ノ、其ノ成立チ
ノ趣旨ハ、單ニ人口統計ノミナラズ、廣ク
國勢ノ基本ニ關スル事項ニ互ツテ、調査ス
ルコトノ趣旨ガ含マシメラレテ居リマシタ
コトハ、御話ノ通リデアリマス、而モ當時
ノ此ノ法律案ノ委員長ノ報告ヲ見マシテモ、
國勢ノ基本ニ關スル事項ハ、緩急ヲ圖ツテ
調査ヲ爲スベシト云フノ希望ガ附ケ加ヘラ
レテ居リマス、尙ホ昭和十一年ノ中央統計
委員會ニ於キマシテモ、單ニ人口統計ノミ
ナラズ、農業、工業、商業等ノ事項ニ付キ
マシテモ、國勢ノ基本ニ關スル限りハ、廣
ク調査スペシト云フノ建議ガアリマシタ、
政府ニ於キマシテモ昭和十五年ニ國勢調査、
一般調査ヲ行ヒマスルカラ、其ノ時ニ此ノ
趣旨ヲ採入レマシテ、廣イ範圍ニ於テ調査
ヲ實行シタイト目下研究中デアリマス、右
御答致シマス

〔政府委員小柳牧衛君登壇〕

第一點ハ、消費「センサス」ヲ定期的ニ行
申上ダマスヤウニ、出來ルナラバ之ヲ定期

案ノ理由書ニ依リマスト、唯臨時ニ此ノ消
費國勢調査ヲ行フト云フコトニナツテ居リ
デアリマスルガ、最近其ノ検査方法ハ綿密
慎重ヲ期シマシテ、其ノ結果學校ノ衛生竝
ニ生徒ノ健康ニ貢獻スル所ガ甚ダ多イノデ
アリマス、又學校ニシテ健康ニ注意スルモ
ノニアリマシテハ、或ハ一學期一回、或ハ
一箇月一回、身體検査ヲ行ツテ居ル所モア
リマスルノデ、益々此ノ趣旨ヲ普及致シタ
イト存ズルノデアリマス、而シテ其ノ結果
胸部疾患ヲ初メ、疾病ノ早期發見ニ貢獻シ、
更ニ早期診斷ニ資シマシテ、學校ノ衛生竝
ニ兒童ノ健康ニ資シタイト存ジテ居ル次第
デアリマス、ドウゾ御諒承ヲ願ヒマス

○副議長(金光鷹夫君) 塚本重藏君

〔塚本重藏君登壇〕

○塚本重藏君 今回國勢調査ニ關スル法律
ノ改正ニ依ツテ消費物資ニ關スル「センサ
ス」ヲ行ハントシマスコトハ、洵ニ結構ナコ
トデアリマス、惟ヒマスルニ、此ノ調査ガ
思フノデアリマス、其ノ遲カリシコトナラバ、
モウ少シ早ク行ハレテ居リマシタナラバ、
マシテ、此ノ法律案ニ關聯致シマシテ四ツ
ノ質問ヲ致シタイト思フノデアリマス

第一點ハ、消費「センサス」ヲ定期的ニ行
申上ダマスヤウニ、出來ルナラバ之ヲ定期

行ノノデアルカ、サウ云フ點ガ明瞭デナイ
デアルカ、或ハ臨時ニモセヨ數回繰返シテ
行フノノデアルカ、サウ云フ點ガ明瞭デナイ
ノデアリマス、私ハ貴族院ニ於キマスル委
員會ノ記録等モ精讀シテ見マシタガ、其ノ
點ガ尙ホ明瞭デアリマセヌノデ、此ノ機會
ニ點ヲ明ニシテ戴キタイト思フノデア
リマス、戰時下ニ於テ國民ノ消費狀況ガド
ウナツテ居ルカト云フコトヲ知ルコトハ、
物資動員計畫ノ上カラモ、消費統制ノ上カ
ラモ、國民生活ノ最低限度ノ必要物資ヲ保
障スルト云フ政策ノ上カラモ、基礎的事實
トシテ必要デアル思フノデアリマス、同
時ニソレハ單ニ一時期ダケデハナクシテ、
之ヲ定期的ニ繰返スコトニ依ツテ、靜的ナ
狀況ダケニ止マラズ、過去ノ經濟的、政治
的環境ニ於ケル事實ト比較シテ、動的ナ狀
況ヲ知ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、
サウシテコソ初メテ此ノ調査ノ意義ヲ一層
有意義ナラシムルコトガ出來ルト思ヒマス、
此ノ意味ニ於テ、政府ハ消費「センサス」ヲ將
意テ戴キタイト思フノデアリマス

第三ノ質問ハ、中央統計委員會ノ答申決
議ヲ實施セラレル意思ハナイカト云フ質問
デアリマス、現ニ行ハレテ居リマスル國勢
調査ノ調査項目ハ男女別、年齢、職業、產
業ナド比較的簡單デアリマス、折角十年又
ハ五年毎ニ行ハレマス大規模ノ國勢調査
ニ於キマシテ、之ニ附帶シテ同時ニ、例へ

バ財産ノ種類及び金額ヲ調査致シマスルナラバ、茲ニ初メテ正確ナ國富統計ト云フモノガ得ラルノデアリマス、又所得ノ種類及ビ其ノ金額ヲ調査致シマスナラバ、ソゴニ初メテ正確ナル國民ノ所得統計ガ得ラルノデアリマス、其ノ他農民ニ付テ言ヒマスナラバ、自作、小作農別、耕地面積、アルトカ、或ハ其ノ農產物ノ種類及び其ノ數量等ノ調査ガアリマセウ、又工業方面ニ於キマジテハ、使用機械ノ種類及び馬力數、或ハ生產品目及び其ノ生産高ナド必要ナ項目ガ多々アルト思フ、ソレ等ノ調査ヲ同時ニ行フコトガ必要デアルト思フノデアリマス、聞ク所ニ依リマスト、既ニ中央統計委員會ニ於キマジテハ、國勢調査ノ其ノ調査項目ノ中ニ、斯ウシタ農工商ニ關シマスル安定政策ノ上カラモ、貿易對策ノ上カラモ、政府ハ之ヲ從來ノヤウニ放任スルハ固ヨリ、生產力擴充ノ上カラモ、又物價コトハ最早許サレナイ時期ニナツテ來テ居ルノデアリマス、然ルニ政府ガ此ノ議會ノ豫算總會及ビ分科會ニ於キマスル質疑、及び赤字公債委員會ニ於キマスル本員會ニ對シテ、答辯セラレマシタコトニ依ツテ明ニナリマシタ所ノ標準賃銀ノ内容ハ、僅ニ小學校、中學校ノ卒業者及ビ二十歲未滿ノ未熟練勞働者ノ初給賃銀ノ標準ヲ設ケル必要ガアルト思ヒマス、更ニ進ノノ機會ニ御伺致ス次第アリマス。

第四ノ質問ハ、厚生省ノ中ニ勞働統計局ヲ設置スル必要ガアルト思ヒマスノデ、此ノ點ニ關シマスル政府ノ所見ヲ此ノ機會ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、消費「センサス」ノ必要デアルト共ニ、國家總動員法ノ中ニト私ハ信ズルモノデアリマス(拍手)從來勞働賃銀ハ概々雇傭者側ノ專制的ニ支配的ニ、一方的ノ意思ニ依ツテ決メラレテ來タ

所ノ時達ニ到達シテ居ルノデアリマス、即チ政府ニ於キマジテモ總動員法ノ第六條ニ基キマシテ、勞働時間ニ關スル規制、勞働者爭奪防止ニ關スル規制ト共ニ、標準賃銀制ヲ發動スル準備ヲ進メラレツツアリマスルコトニ依ツテモ、ソレヲ明ニ知ルコトガ出來ルノデアリマス、申スマデモナク、勞働銀ノ問題ハ、勞働力培養ノ必要ガ叫バレテ居ル今日、勞働者ノ生活保護ノ上カラハ固ヨリ、生產力擴充ノ上カラモ、又物價コトハ最早許サレナイ時代ニナツテ來テ居ルノデアリマス、然ルニ政府ガ此ノ議會ノ豫算總會及ビ分科會ニ於キマスル質疑、及び赤字公債委員會ニ於キマスル本員會ニ對シテ、答辯セラレマシタコトニ依ツテ明ニナリマシタ所ノ標準賃銀ノ内容ハ、僅ニ小學校、中學校ノ卒業者及ビ二十歲未滿ノ未熟練勞働者ノ初給賃銀ノ標準ヲ設ケル必要ガアルト思ヒマス、更ニ進ノノ機會ニ御伺致ス次第アリマス。

第四ノ質問ハ、厚生省ノ中ニ勞働統計局ヲ設置スル必要ガアルト思ヒマスノデ、此ノ點ニ關シマスル政府ノ所見ヲ此ノ機會ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、消費「センサス」のニ、職業別ニ技術ノ程度ニ應ジ、勤續ノ規制スルト云フニ止ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ内容ヲ以テ致シマジテハ、全般的ニ公正妥當ナル賃銀ヲ勞働者ニ得セシメテ、其ノ生活ニ安定ヲ與ヘルト云フ目的ヲ達成ズルゴトハ、絕對ニ不可能デアルト私ハ信ズルモノデアリマス(拍手)從來勞働銀ハ概々雇傭者側ノ專制的ニ、支配的ニ、一方的ノ意思ニ依ツテ決メラレテ來タ

所ノ時達ニ到達シテ居ルノデアリマス、今ヤ其ノ必要ナル時期ニ到達シテ居ルノデアリマス、恐らく政府デハ之ヲヤラウトコトハ、勿論政府關係ニ於キマジテハ内閣統計局、厚生省、商工會議所、或ハ各新聞社等ニ於テモ勞働統計ガ作ラレテ居リマスケレドモ、ソレ等ハ何レモ特殊ノ目的ニ依ツテ又日本銀行、商工會議所、或ハ各新聞社等ニ於テモ勞働統計ガ作ラレテ居リマスケレドモ、ソレ等ハ何レモ特殊ノ目的ニ依ツテ又日本銀行、商工會議所、或ハ各新聞社等ニ於テモ勞働統計ガ作ラレタモノデアリマジテ、綜合的ナ統一的ナ觀察ヲ下スコトノ出來ナイノヲ甚ダ遺憾トスルモノデアリマス、又何レモマダ十分ナ统计ト云フコトハ出來マセヌカラ、是等ヲ信賴シテ、以テ政策立案ノ基礎トスルニハ、甚ダ不十分デアルト言ハナケレバナリ

マセヌ、總動員態勢整備ノ爲ニ、勞働統制ガ極メテ重大ナル意義ヲ持ツニ至リマシタ今日、政府ハ勞働統計局ヲ設置シテ、以テ

〔副議長退席、議長著席〕

各種ノ勞働統計ヲ作ル必要ガアルト考ヘルノデアリマス、此ノ主張ハ日本勞働組合會議ガ數年前カラ厚生省ニ向ツテ要望シ來ツタ所ノ問題デアリマス、現下益々是ガ實現ノ緊要ナルコトヲ痛感致シマスノデ、此ノ機會ニ於キマシテ政府ノ御所見ヲ御尋スル次第デアリマス

〔政府委員黒崎定三君登壇〕

○政府委員(黒崎定三君) 塙本サンノ御尋

ニ對シマシテ私カラ御答ヲ致シマス、今回行ハントスル此ノ消費「センサス」ハ、定期的ニ行フ意思ガアルカドウカト云フコトガ御尋ノ一つデアツタト思ヒマス、今回政府ニ於キマシテ行ハウト致シマス消費「センサス」ハ、只今定期的ニ施行スル意思ハ持ツテ居リマセヌ、サウ云フ積リデハゴザイマセヌ、唯必要ガ起リマスレバ、繰返シテ施行スルコトハアリ得ルノデアリマスガ、只今ノ所デハ初カラ定期的ニ施行スル意思ハ持ツテ居リマセヌ、御尋ノ第二ハ此ノ消費「センサス」ノ對象ハドウ云フ範圍ニナルカ、又其ノ調査品目ハドウ云フ範圍カ、斯ウ云フ御尋デアリマス、政府ノ本年施行シヨウト致シマスル此ノ消費「センサス」ノ目

的ハ、國民全般ニ亘リマシテノ消費事情ヲ

調査シヨウトスルノガ其ノ目的デアリマス、併シ其ノ調査ノ技術的方法ニナリマスト、

技術的方法ハ販賣機關、物品ノ配給機關デアリマス販賣業者ニ付テ、其ノ業者ノ小賣價格ヲ調査スルノ方法ニ依リマシテ、其ノ

物資ノ國民消費ニ充テラレル高ヲ調べヨウ、斯ウ云フ方法ヲ執ラウトシテ居ルノデアリマス、尙ホ此ノ調査ノ技術的方法ニ於キマシテノ細目ニ付キマシテハ、或ハ自家消費ニ付テノ調査ハドウスルカト云フヤウナ、

調査方法ニ付テノ問題モゴザイマスガ、餘リ細カクナリマスカラ、ソレ等ノ點ニ付テハ委員會ニ於テ詳シク御説明ヲ申上ガルコトト致シタイト思ヒマス、尙ホ調査品目ヲドウ云フ範圍ニスルカト云フ點デアリマスガ、是ハ實際國民ノ消費生活ニ要スル物資致シマシテ具體的ニ申上ガル意見ガゴザイマセヌ、右御答致シマス

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詣リ致シマス

○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——外務大

臣ヨリ上海ニ於ケル治安ノ維持ニ關シ報告

ノ必要ニ付テノ御尋ガゴザイマシタガ、御

レ等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイマシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

致シテ定メタイト思ツテ居ルノデアリマスガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

行等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

行等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

整備スルコトハ、是ハ洵ニ肝要ナコトデア

リマシテ、政府ニ於キマシテモ、是等勞働統計ノ整備ニ付キマシテハ常ニ留意ヲ致シ、

現ニ内閣統計局ニ於テモ勞働課ヲ設ケテ居リマシテ、サウシテ勞働行政ニ關係ノアル

厚生省其ノ他ノ關係當局者ト、常ニ十分ナ

連絡ヲ取リマシテ、サウシテ勞働統計資

料ノ整備充實ニ盡シツアル現狀デアリマス、尙ホ不十分ナル點ニ付キマシテハ、銳意改善ヲ致ス積リデアリマス、唯是ガ爲ニ

勞働統計局ト云フヤウナ局ヲ新設スルカド

ウカト云フ點ニ付キマシテハ、マダ政府ト致シマシテ具體的ニ申上ガルコト

マセヌ、右御答致シマス

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詣リ致シマス

○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——外務大

臣ヨリ上海ニ於ケル治安ノ維持ニ關シ報告

ノ必要ニ付テノ御尋ガゴザイマシタガ、御

レ等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

行等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

退場ヲ命ジマス

上海ニ於ケル治安ノ維持ニ關スル報告ノ件

〔午後五時一分祕密會ニ入ル〕

〔午後五時十分祕密會ヲ終ル〕

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ公開致シマス、傍聽人ヲ入場セシメマス——祕密會ニ於キマシテハ、外務大臣ヨリ上海ニ於ケル治安ノ維持ニ關シ報告ヲ聽取致シマシタ

○議長(小山松壽君) 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——外務大

臣ヨリ上海ニ於ケル治安ノ維持ニ關シ報告

ノ必要ニ付テノ御尋ガゴザイマシタガ、御

レ等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

行等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

行等ノ具體的ノ品目ニ付テ選定中デゴザイ

マシテ、一々ノ品目ニ付テハ只今マダ申上

ガ、只今ノ大體ノ見當ハ、凡ソ百五六十種

ノ品目ニナルカト考ヘテ居リマス、目下ソ

官報號外

昭和十四年三月一日

衆議院議事速記録第十八號

三八六